

## 目 次

### ○第1号（6月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
町長挨拶	4
開会・開議	5
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告	6
日程第 4 報告第 4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告	11
日程第 5 報告第 5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	25
日程第 6 報告第 6号 平成27年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書	26
日程第 7 報告第 7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書	29
日程第 8 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	29
日程第 9 承認第 1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて	30
日程第10 承認第 2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて	32
日程第11 承認第 3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて	34
日程第12 議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）	36
日程第13 議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	46

日程第14 議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正	
予算（第1号）	47
散会	48

○第2号（6月7日）

議事日程 第2号	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	50
欠席議員	50
説明のため出席した者	50
事務局職員出席者	50
開議	51
日程第1 一般質問	51
◇富岡大志君	51
◇五十嵐善一君	67
◇坂田一広君	82
◇小池春雄君	98
日程第2 陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国	
際署名や、国への意見書などへのご協力のお願いする陳情	113
散会	114

○第3号（6月15日）

議事日程 第3号	115
本日の会議に付した事件	116
出席議員	117
欠席議員	117
説明のため出席した者	117
事務局職員出席者	117
開議	118
日程第1 委員会議案・陳情審査報告	118
日程第2 承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告	

と承認を求めるについて	121
日程第 3 承認第 2 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて	121
日程第 4 承認第 3 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて	122
日程第 5 議案第 31 号 平成 28 年度吉岡町一般会計補正予算（第 1 号）	122
日程第 6 議案第 32 号 平成 28 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	122
日程第 7 議案第 33 号 平成 28 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	123
日程第 8 陳情第 2 号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願い	123
日程第 9 発委第 3 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書	124
日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	126
日程第 11 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出について	126
日程第 12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について	126
日程第 13 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申出について	126
日程第 14 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申出について	126
日程第 15 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申出について	126
日程第 16 議会議員の派遣について	128
町長挨拶	128
閉 会	129

# 平成28年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成28年6月3日（金曜日）

## 議事日程 第1号

平成28年6月3日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告  
(報告・質疑)

日程第 4 報告第 4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告  
(報告・質疑)

日程第 5 報告第 5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(提案・質疑)

日程第 6 報告第 6号 平成27年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書  
(提案・質疑)

日程第 7 報告第 7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
(提案・質疑)

日程第 8 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(提案・質疑)

日程第 9 承認第 1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて  
(提案・質疑・付託)

日程第10 承認第 2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求  
めることについて  
(提案・質疑・付託)

日程第11 承認第 3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告  
と承認を求めるについて  
(提案・質疑・付託)

日程第12 議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）  
(提案・質疑・付託)

日程第13 議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
(提案・質疑・付託)

日程第14 議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(提案・質疑・付託)

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第2回吉岡町議会定例会が招集されました。

開会に先立ちまして、4月14日、熊本県と大分県に相次いで発生した地震によって多くのとうとい命が失われ、多方面に甚大な被害がもたらされました。

ここで、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

全員起立をして、熊本県の方向、南西の方向にお向きください。

それでは、黙禱。

お直りください。

ご着席願います。

被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

次に、開会に当たり、石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。平成28年第2回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

4月14日、16日に発生しました熊本地震では、熊本県、大分県で震度7の地震に2回ほど襲われ、建物、道路などのインフラの被害が大きく、このことにより多くのとうとい人命が失われました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、けがを負われた方、住む家をなくした方々など、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるとともに、いまだ避難生活を強いられている方々を思いますと、これから梅雨の季節を考えますと、一刻も早く仮設住宅の完成が待たれるところでもあります。

現在も小さな余震があるようですが、一日も早く前のように安心して生活が送れるよう願ってやみません。

吉岡町でも防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

さて、5月には、夏を思わせるような日がありましたが、一日の温度差が激しく、とかく体調を崩しやすい季節であります。これから梅雨に入り、しばらくは変わりやすい天候が続くことになるのではないかと思っております。

皆様方には、健康には十分留意され、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

梅の花も咲き、ようやくどこか春らしさを感じられる季節となりました。春はもうここまで来ているのかなということありますが、まだまだ朝晩冷え込むようでもあります。

本日、6月定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことに、心より感謝を申し上げます。誠心誠意務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本定例会では、報告6件、承認3件、議案3件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願ひ申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願ひを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話さまになります。

---

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸祐次君） 平成28年第2回吉岡町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

議長（岸祐次君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、13番山畠祐男議員、14番馬場周二議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（岸祐次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託しております。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） それでは、報告します。

平成28年第2回吉岡町議会定例会の会期の日程につきまして、去る5月27日9時半より議会運営委員会を議員全員出席のもと開会を行いました。

日程につきましては、本日、3日開会、そして最終日が15日となっております。

なお、一般質問は7日であります。そして、9日が総務常任委員会、そして地方創生対策特別委員会、10日が文教厚生常任委員会、13日が産業建設常任委員会となっております。

なお、詳細につきましてはお手元に配付のとおりであります。13日間ですけれども、よろしくお願いします。

議長（岸祐次君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月15日までの13日間とします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの13日間と決定しました。なお、その会期日程はお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第3 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（岸祐次君） 日程第3、報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） それでは、報告をさせていただきます。

報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

平成27年度の土地開発公社の事業並びに決算概要ですが、当該年度における公有地取得事業については、ありませんでした。また、公有地売却事業の用地売却としては、南下城山防災公園事業用地9,479.13平方メートル、1億487万3,000円を町に売却をいたしました。

決算の内容についてですが、収益的収入については公社が取得した土地を町に売却したことによる公有地取得事業収益と事業外収益としての受取利息及び雑収益として公社が借り入れた資金の支払い利子に対する町の利子補給等となります。

収益的支出については、南下城山防災公園事業用地として、町による買い戻しが行われた部分の取得原価、販売費及び一般管理費として事務経費、事業外費用として借入金に対する支払い利息となります。

資本的収入については、ありません。

資本的支出については、固定資産取得費としてマイクロバスを取得しております。また、金融機関から借り入れた資金の繰り上げ償還としての長期借入金償還金となります。

平成28年度については、収益的収入としては、公社が取得した土地を町に売却することによる公有地取得事業収益と事業外収益としての受取利息及び雑収益として公社が借り入れた資金の支払い利子に対する町の利子補給等となります。

収益的支出については、南下城山防災公園事業用地として、町による買い戻しが行われた部分の取得原価、販売費及び一般管理費として事務経費、事業外費用として借入金に対する支払い利息を予定をしております。

資本的支出については、金融機関から借り入れた資金の繰り上げ償還としての長期借入金償還金となります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より説明をさせます。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、報告書の内容について説明させていただきます。説明につきましては、公社から提出されました平成27年度決算書、平成28年度予算書により説明をさせていただきます。

まず、平成27年度の事業概要で、決算書の2ページをごらんいただきたいと思います。事業報告書でございますけれども、事業の概要の総括事項として、本年度における吉岡町土地開発公社の事業としては、公有地取得事業の用地取得は、ありませんでした。また、公有地取得事業の用地売却としては、南下城山防災公園事業用地9,479.13平米、1億487万3,000円を町へ売却いたしました。

経営の状況でございますけれども、本年度決算は、収益的収支において、収入1億761万6,080円、支出1億595万2,666円となり、差し引き165万3,414円の利益を計上し、繰り越し準備金は2,575万223円となりました。

資本的収支においては、収入はゼロ円、支出1億1,385万7,530円となり、差し引き収支不足額1億1,385万7,530円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

この損益勘定留保資金につきましては、収益的支出のうち、現金の支出を伴わない事業原価や減価償却費の計から、収益的収支の損失額を控除したもので、内部留保資金として

補填することができるものとなります。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支について詳細を説明させていただきます。全て決算額のみとさせていただきます。

収益的収入についてですが、1の事業収益は1億749万4,825円となっております。内訳としましては、南下城山防災公園事業用地の町による買い戻し分となります。用地費1億487万3,000円、事務費262万1,825円の計1億749万4,825円となります。

2の事業外収益につきましては、12万1,255円です。内訳としましては、第1項受取利息が2万1,426円、第2項雑収益が9万9,829円となり、収益的収入の合計が1億761万6,080円となります。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出についてでございますけれども、1の事業原価については、南下城山防災公園事業用地で今年度買い戻しをしていただいた部分の取得原価1億487万3,000円となっております。

2の販売費及び一般管理費は97万9,837円です。内訳としましては、役員報酬3万9,200円、給料34万8,400円、需用費が事務用品等で596円、役務費が残高証明発行手数料・振込手数料、マイクロバス任意保険等で15万7,567円、委託料は理事変更登記委託料で1万8,820円、公租公課費についてはマイクロバス関係で29万220円、減価償却費がマイクロバスの分で12万5,034円です。

3の事業外費用は9万9,829円で、内訳としましては、金融機関から借り入れた資金に対する利子支払い分となります。

4の特別損失、5の予備費については執行はありませんでしたので、支出の合計は1億595万2,666円となっております。

これら収益的収支については、7ページの損益計算書にまとめさせていただいております。

続いて、6ページの資本的収入及び支出についてでございます。

資本的収入は、ごらんのとおりありませんでした。

資本的支出については、1の公有地取得事業費はゼロ円です。

2の固定資産取得費については、マイクロバスの取得として、898万4,530円を執行しております。

3の長期借入金償還金として、1億487万3,000円となっております。こちらは公社が取得した用地を町が買い戻しました1億487万3,000円分を繰り上げ償還

したものとなります。

以上、資本的収支の差は、1億1, 385万7, 530円のマイナスとなります。この不足する額については、過年度分損益勘定留保資金から1, 574万6, 333円及び当年度分損益勘定留保資金9, 811万1, 197円で補填をさせていただきました。

続いて、8ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表について説明をさせていただきます。

最初に、資産の部でございますけれども、1の流動資産でございます。

現金及び預金が2, 223万9, 126円、公有用地が2, 262万5, 000円で、計4, 486万4, 126円となります。

現金及び預金の内訳でございますけれども、現金の残高はありません。普通預金が群馬銀行吉岡支店223万8, 126円、北群渋川農業協同組合明治支所1, 000円で計223万9, 126円、定期預金が北群渋川農業協同組合明治支所で2, 000万円となります。

公有用地の内訳でございますけれども、町からの依頼により先行取得した事業用地で、面積として5, 168. 34平米、2, 262万5, 000円となります。

2の固定資産はマイクロバスが2台ございます。前年から引き続いて保有しているマイクロバスの残存分が1円でございます。当年度において新たに購入しましたマイクロバスの残存分が885万9, 496円です。これによりまして、資産の部の計は5, 372万3, 623円となります。

続きまして、負債の部でございます。

1の流動負債の未払い金34万8, 400円でございますけれども、土地開発公社の事務を行っております職員の給料を町の一般会計に支払うこととなっておりますけれども、3月に支払うところ手続のおくれによりまして4月に支払ったことによる未払い金処理したものでございます。なお、町の一般会計では平成27年度歳入の処理となっておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、2の固定負債の長期借入金でございますけれども、2, 262万5, 000円となっております。借入金の内訳としましては、町から先行取得依頼があった事業用地を取得するため、金融機関から借り入れた資金であり、借り入れ先はぐんまみらい信用組合でございます。

続いて、資本の部でございます。

1の資本金につきましては、設立団体であります町からの出資金である基本財産が500万円でございます。

2の準備金につきましては、前年度までの繰り越し準備金が2, 408万6, 809円

で、27年度の当期純利益が166万3,414円で、計2,575万223円となります。これによりまして、資本の部の合計は3,075万223円となります。

負債資本の合計は、負債の部2,297万3,400円、資本の部3,075万223円で5,372万3,623円となりまして、資産の部の合計と一致することになります。

続きまして、平成28年度の予算、事業計画及び資金計画について説明をさせていただきます。

4分の2ページをごらんいただきたいと思います。

第2条でございますけれども、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は2,321万6,000円、支出は2,489万8,000円で、差し引き168万2,000円の不足が見込まれております。

次に、第3条で資本的収入及び支出の予定額を定めています。資本的収入はゼロ円、資本的支出は2,262万5,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出に対して不足する2,262万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金688万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,573万9,000円で補填するものとします。

3ページの第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借り入れの予定はありませんので、ゼロ円となっております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

上段に事業計画が記載されておりますけれども、28年度当初においては、売却事業のみを予定しております。事業用地名は南下城山防災公園で、売却面積は5,168.34平米、売却金額は2,262万5,000円が計画されております。

下段につきましては、資金計画となります。受け入れ資金としては、事業計画でもご説明させていただいた公有地取得事業収益で、本年度予定額2,319万円となっております。受取利息は預金等の利息で、本年度予定額1万1,000円でございます。雑収益は、公社が借り入れた資金に対する町からの利子補給分で、本年度予定額1万5,000円でございます。前年度繰越金2,165万7,000円となり、受け入れ資金の本年度予定額の計は4,487万3,000円となります。

支払い資金としまして、販売費及び一般管理費が本年度予定額65万6,000円、公社が借り入れている資金に対する支払い利息は、本年度予定額1万6,000円、借り入れた資金の借入金償還金として本年度予定額2,262万5,000円、予備費として本年度予定額の10万円で、支払い資金の本年度予算額計は2,339万7,000円となり、受け入れ資金から支払い資金を差し引いたものが2,147万6,000円となります。

なお、計画中の前年度決算見込み額の差し引き及び本年度予定額の前年度繰越金につき

ましては、決算前の見込み額となりますので、先ほど説明しました平成27年度決算書に記載された数値とは異なりますことをあらかじめご了承いただきたいと思います。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

#### 日程第4 報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（岸祐次君） 日程第4、報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 報告をいたします。

報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社の平成27年度第14期の事業概要並びに決算の状況、平成28年度第15期の事業並びに予算に関する計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告をするものであります。

なお、報告書につきましては、財務課長より説明をさせます。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、添付書類の事業報告書並びに事業計画書を説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、平成27年度（第14期）事業報告書の表紙がありまして、さらに1枚めくっていただき事業報告書2ページをごらんください。

1として事業の経過及びその成果が2ページから4ページに載っております。2として部門別の状況が4ページから6ページに記載しております。主な内容といたしましては、3ページの上から11行目に記載しておりますが、平成27年度の入館者数は前年の31万8,519人、1日当たり918人から2万7,921人減少し、29万598人、1日当たり833人となり、8.8%の減少となりました。緑地運動公園の利用者は3万4,338人から332人減少し3万4,006人で1%の減少でした。

3ページ中段の売上高等の状況につきましては、当期の売上高は1億8, 086万5, 000円で、前年に比べ772万9, 000円の減少でしたが、利益面では4ページの上から11行目にあるとおり、当期純利益635万3, 000円で前年に比べ122万円の増でした。

1ページに戻っていただきまして、3ページの下から2行目をごらんいただきたいと思います。

灯油価格の大幅引き下げにより、燃料費が778万3, 000円で、前年と比べ517万7, 000円の減少、次のページの4ページの1行目になりますが、水道光熱費も前年に比べ222万7, 000円の減少となりました。

次に、4ページの下段をごらんください。

(イ) の緑地運動公園ですが、ケイマンゴルフは前年度より541人ふえて年間3, 218人、パークゴルフは前年度より778人ふえて1万7, 634人となっております。群馬県内及び関東地区、北陸地区から団体客が増加しております。遠隔地の利用者は、ゴルフだけでなく温泉や食堂の利用もしております。今後、国道17号バイパスの全線開通や駒寄スマートインターの大型化も予定されており、さらにこうした遠隔地の団体でのお客様に向けてゴルフと温泉のセット券の販売をふやすなど、利用者の拡大を図ってまいります。

続いて、5ページの中段（ウ）道の駅よしおか温泉では、昨年度開催したイベントを掲載しております。桜祭りや田植え祭り、ほたる祭り、収穫祭、道の駅交流祭など多彩なイベントを開催し、町民の交流及び地域おこしに貢献いたしました。

続いて、6ページには、株主、役員、運営組織及び従業員の状況、安全衛生管理面で、事故・疾病の発生件数等を掲載しております。また、運営組織と従業員の状況については、組織図を12ページに掲載しております。

8ページには2期比較損益計算書、9ページには年度ごとの温泉の入館者数月次推移、10ページには館内施設利用状況、11ページには緑地運動公園の利用者状況データを掲載しております。

次に、貸借対照表の説明をさせていただきます。14ページをごらんいただきたいと思います。

資産の部は、流動資産の計3, 410万4, 120円、固定資産の計973万2, 985円、繰延資産の計30万円、合わせて合計4, 413万7, 105円となっております。

次に、負債の部の計は2, 245万2, 893円、純資産の部は、資本金の1, 000万円と利益剰余金1, 168万4, 212円を合わせて計2, 168万4, 212円となり、負債・純資産の部の計は4, 413万7, 105円となっております。

次に、16ページ、17ページの損益計算書を説明させていただきます。

売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億4,423万9,964円で、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は264万9,065円となりました。営業外収益457万4,806円から営業外費用1,309円を差し引いた額に営業利益264万9,065円を足した額722万2,562円が経常利益となります。そこから法人税等充当額の87万円を差し引いた額635万2,562円が当期の純利益として計上されております。

18ページは株主資本等変動計算書、19ページは個別注記表です。

20ページに監査役による監査報告があり、適正かつ正確であったことが認められております。

続きまして、平成28年度（第15期）事業計画書をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、2ページから4ページが平成28年度第15期の事業計画書で、公社の方向と事業計画及び部門別事業計画が記載されております。

5ページに収支予算書として前期実績と当期予算の2期比較損益計画書が記載されております。

15期の純利益は前期より447万3,000円減少の188万円の黒字を見込んでおります。14期の繰越利益剰余金958万5,000円を加え、1,146万5,000円の繰越利益剰余金となります。

温泉施設は開業から17年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。今後も来館者の皆さんに安心して利用いただけるよう、適切な施設改修を実施し、より清潔で質の高い施設でゆったりと過ごしていただき、何回も訪れていただけるよう努めてまいります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） ちょっと納得がいかない数字があるので、質問させてもらいます。

8ページ、比較損益計算書の中の勘定科目16、17、18、19、20の給与でございますが、役員報酬、役員賞与は377万円と48万円、3年間同じでございますが、給与に関しては、平成25年度は1,417万4,000円、26年度は1,309万2,000円、108万2,000円の減でございます。また、27年度が541万2,000円で、何と768万円の減でございます。賞与に関しては、25年度は458万2,000円、26年度が471万3,000円、13万1,000円の増、27年度

が424万6,000円、46万7,000円の減、雑給に関しては、25年度は3,329万1,000円、26年度が3,594万6,000円、265万5,000円の増でございます。27年度が4,615万円で、何と1,020万4,000円の増となっております。給与の総額に関しては、25年度が5,629万7,000円、26年度が5,800万1,000円、27年度が6,005万8,000円と、大体平均に伸びておりますが、これに27年度に関しては、特に給料が大幅に減額となっております。また、雑給に関しては大幅にふえております。どうもこの増減の数字が私としては納得できないのでございます。

しかも、12ページをごらんください。12ページの吉岡町振興公社の組織図の中の役員、従業員構成から判断してみると、25年度、26年度、27年度は、取締役、監視役等は3名、1名と同じになっておりますが、正規社員に関しては、25年度5名、26年度2名、27年度2名、準社員、25年度9名、26年度13名、27年度15名、そしてパートタイマーが25年度22名、26年度23名、27年度23名、シルバーセンター人材派遣が25年度は20名、26年度は19名、27年度は17名となっております。これに関しては、人数の増減は少なく、変わっておりません。どうもこれらを見ますと、さっきの数字の合点がいかないところでございますが、算定基準の見直しか、また上ほどに仕事の量などで何かの理由があつたのではないかと思えてなりません。そのところの説明をよろしくお願ひします。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） これにつきましては、平成26年の12月に、家庭の事情で正社員の方が準社員となっております。2人準社員となられたということで、26年度から比べると、27年度は給料が減額になり、そしてその分雑給がふえたということになっております。また、準社員につきましては、年度の途中で何人かお勤めになられるのですが、年度の途中でおやめになる方もいらしたりして、トータルでいきますと準社員は対前年比で2人ふえているということで、雑給がふえているということでございます。

以上です。

議長（岸祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） じゃあそれは完全な社員と準社員の、今言ったとおり、格による差という感じでよろしいのでしょうか。そのほうが私の感覚といたしましては、中の経営という形に関しては、人員に関する給与の上限と、あと仕事量の増減というものがかなり気になるものですから、今質問させてもらったのですが、単純にその正社員から準社員に格下

げられたという形でよろしいのですか。

じゃあ次にもう2つばかり質問させていただきます。

昨年、一昨年と、ちょうど13ページの欄に、毎年温泉館内における事故・疾病発生状況の結果が記載されておりましたが、今回は記載されておりません。その理由を説明いただきたいと思います。

また、もう一つ、吉岡町緑地公園のパークゴルフに関してでございますが、関東大会及び全国大会開催のゴルフ場としてこれから登録するという話でございますが、この中段に説明がありますように、現在ある公認コース27ホールを現状で使用できます。追加9ホールにつきましては、現在ケイマンゴルフのグリーンを使用する併用方式を取り入れることが見込まれておりますと述べてありますが、このケイマンゴルフに関しましては9ホール、これに関しましては短長、長さの短さ等がいろいろあると思いますので、その併用に関する細かい説明を求める所です。

以上、お願いします。

**議長（岸祐次君） 大澤財務課長。**

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

**財務課長（大澤弘幸君）** 事故・疾病の発生状況につきましては、今までとちょっと載せ方を変えさせていただきまして、6ページの下のほう、安全衛生管理というところで（1）事故・疾病の発生状況ということで、ここに発生件数31件、内訳で湯あたり20件、その他11件、救急要請7件ということで、こちらのほうに載せていただきまして、内容的には、その他というのは主に、その他11件というのは主に転倒したということです。そういったことで、こちらのほうに件数を載せさせていただいておるということで、ご了解をいただきたいと思います。

それから、公認コースの点ですが、パークゴルフ、現在27ホールですが、それを36ホールにすると、その公認コースとして認定していただけるということで、そのために9ホールを追加するということで、ケイマンゴルフ場と兼用する形で追加したいということで、これは芝の、何というんですかね、刈り方ですね、あとはカップを切って、カップを埋め込むわけですけれども、使わないときはそのカップを外して土を入れて芝を張っておくということで、ふだんはケイマンゴルフで使える。その公認ということになって大会をするときには、そのまたカップを入れるということで、その費用につきましても、その芝を刈ったり、カップを設置したりというのは、従業員の方ができるということですので、お金をかけずに36ホールにできるということで、なおかつケイマンも今までと同じようにできるということですので、そういう形で公認をとりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岸祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 事故・疾病発生状況結果等は、去年こういう形になって、今回もこれがあるのはわかったのですけれども、結局そうしますと、これから載せる形は当然ながら、こういう簡略にしたような形で、年齢別とか地区別というのは載せないで、簡略にした形でこれから載せていくということでよろしいんですね。

それと、当然ながら、パークゴルフが吉岡町のこれからに関する、伸びる一番の競技だと思うわけでございますので、それに関してはしっかりとケイマンゴルフと併用する形でつくり上げて、全国大会まで、関東大会から全国大会までご利用いただける競技場にしていただきたいと思うわけでございます。

以上です。

議長（岸祐次君） ほかにございませんか。

五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 平成27年度第14期事業報告書のところの2ページで、下のほうのですけれども、吉岡町への交通アクセスは飛躍的に向上してきており、国道17号バイパス、上武道路は一部未開通の区間が平成29年3月には開通見込みです。さらに、駒寄スマートインターの大型化も予想されており、これにより関東地方周辺広域圏からの利用客がさらに増加することが期待されます。交通手段の大幅な向上は、道の駅よしおか温泉の知名度と利用客の来場を高めるチャンスです。まさしく吉岡町の東の玄関口として位置づけておられる町としては、このチャンスをやはり逃しちゃいけないと思うんですね。

私過日、ちょっと田んぼにいましたら、1台の車がとまりまして、1人おりてきまして、よしおか温泉はどっち行つたらいいんですかと言うんですね。私が思うに、その方は恐らく上武大橋、上毛大橋の西詰から漆原総社線を北上してきて、途中で早く曲がり過ぎちゃって田んぼに入ってきたらいいのかなと思ったんですね。

そういうこともありまして、私考えるに、ちょっとこう、吉岡バイパスとか、それから南新井前橋線バイパスとか、その横を通つてみると、何だかよしおか温泉への道路案内標識というのが、ちょっと少ないのかなという気がしたのです。利用客の来場を高めるチャンスというふうに捉えていいるのであれば、もう少しそういう周辺地域の道路に案内標識みたいなものを設置したらどうかなというような気持ちを持っておりまして、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

それから、2つ目が、新阪東橋を東のほうから西進してきて渡り切つてすぐおりて、よ

しおか温泉のほうに行けるようになっているのですが、おりて大分こうぐるっと遠回りしないと、現状行けないと。一方通行で温泉の利用客が帰るときに出られる側道のすぐ下に道があるのですけれども、そこをたまに間違って進入してきちゃう車がいるというようなことも聞いているんですね。やはり利用客の利便性みたいなのを考えると、上武道路からおりて遠回りして温泉に案内するんじゃなくて、今一方通行のところを何かこう道を広げるなどして、じかにアクセスできるようにすれば、もっと利便性が高まるんじゃないかなというような気持ちであります。その辺のところのお考えをお聞かせ願いたい。

それから、3つ目なのですけれども、大分温泉施設のほうが利用客が減っているということで、利用者減少を少なくするために、4ページに書いてありますけれども、ポイント制を従来の水曜・金曜から、月・水・金・土の4日にふやしたということで、多少回復傾向にあるということなのですけれども、これもある利用者から聞いたのですが、このポイント制について、年間の通年券利用者には何かポイントがつかないというようなことをちょっとお聞きしたのですけれども、その辺のところの確認等、もしかしないという現状であれば、なぜつけないのか。つけてあげてもいいかなというような気がするのですけれども、その辺のところをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 案内標識につきましては、議員さんのおっしゃるとおりでございますので、今後各方面の関係機関といろいろ協議しながら、道の駅ということで、道の駅よしおか温泉の案内標識をふやしていけるような方向で検討していきたいと思います。

それから、遠回りになってしまふと、あそこは一方通行になっているわけですが、議員さんが言われるように、あそこをショートカットして一方通行のところを入ってきてしまう車が結構あるということで、非常に危険であるというお話をいただいておりまして、一方通行の標識が今、入るところだけ進入禁止があつて、ほかの南側のほうとかには標識がない、一方通行であることを示す標識がないということでご指摘をいただいておりますので、一方通行の標識をつけていただくように、今公安委員会のほうに申請を出しているところです。

議員さんが言われるように、あそこの道を広げ、2台が交互に交差できるような広さに道がなれば、確かにこれは解消できるのですけれども、そういったこともなかなかすぐにはならないと思うのですけれども、また関係機関といろいろ話をしてみたいと思っております。

それから、ポイント制につきましては、10ポイントたまると1回無料で入れるという

ような内容になっておりますので、通年券の方はいつでももう入れる、通年券で1年間入れます。1年券を買えば1年入れますし、半年券なら半年、ポイントに関係なく入れるということですので、現状のままお願ひできたらと思っております。

以上です。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君）今のポイント制のことに関してなのですけれども、例えば結構、通年券利用者も数的に多いわけですね。そういう方を今後さらにふやしていくということも考えると、10回で1回のという、そういうメリットは原則あるのでしょうかけれども、ほかの何かこう、ポイントの内容を通年券利用者には与えてあげるとか、要するにさらに通年利用者を引き込むような、魅力あるようなものにするという方策を考えるのも一つではないかなと。中には、何で通年券で入っているのにポイントがつかないのかなど、確かにそれは割安になっているという面があれば、そのうえでどうけれども、意欲を高めるという意味、またそういう、広く口コミで利用客をふやしてもらうという意味でも、何かその辺も考えていただければありがたいかなというような気持ちでおります。

以上です。

議長（岸祐次君）ほかにございますか。平形議員。

〔12番 平形薰君発言〕

12番（平形薰君）14期、減収増益ということでございますけれども、経営的には増益ということで黒字でありますから、よしとするというところもあるかと思いますけれども、減収がありますから、危機感もあるというふうなことかというふうに思います。

この減収の内訳ですけれども、やはり入館者数が9%程度減少しているということではないかなというふうに思います。温泉売上高、食堂売上高が減っていると。平成22年から26年、5年間の間、入館者数は30万人の大台をクリアしておったわけですけれども、14期はこの大台を割って29万ということでございます。少々政策を打っていることは思うのですけれども、この8.8%の入館者数の減少の主な要因はどのように考えいらっしゃるか。それをまず聞きたいということ。

それから、もう一つは、増益というふうになっております。当期の利益余剰金は前年度の繰越損を、190万円を消し去って323万円の利益となっている。累計の当期の利益の剰余金は1,000万円に近づくということでございます。この利益の剰余金を処分をどういうふうに考えているのかお聞きします。

議長（岸祐次君）大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 9ページの入館者の推移ということで、議員さんがおっしゃいました、9ページの入館者の推移をごらんいただきたいと思います。この推移を見てわかることなのですが、平成21年度にリニューアル工事を実施しまして、リニューアル工事を実施したと、平成22年度から入館者が増加して、平成24年度をピークに減少しております。これを見ますと、やはり利用者の行ってみたいという気持ちに大きな影響を及ぼすのが、施設の整備状況、そして清潔感であるということではないかと思います。よく言われることですけれども、新しくすると、そこにお客さんがやはり多く訪れると。それで、古くなつてくるとだんだんと飽きられる、飽きてしまうというのでしょうか、お客様が減つてくるという傾向はどこの施設もやはりあるようです。

ただ、当初リバートピア吉岡がつくられたときには、1日800人規模で設計をされていましたと聞いております。入館者がふえ過ぎると混み過ぎて、ゆっくりと入れなくなる。あるいはお湯の汚れやロッカーの不足、レストランの待ち時間の増加ということで、温泉のイメージダウンにつながるということで、そういった意味では適正な入館者数であるとも考えております。

ただ、今後、平成27年度におきましては、老朽化していた浴室の木の壁を取り除いて、新たに浴室の壁を設置し、浴室内の清潔感を高めております。今後も施設内をより清潔に保ち、適切な改修を行いまして、お客様の満足度を高めて、何回も訪れていただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、利益剰余金につきましては、これは先ほども申し上げましたけれども、施設が古くなるとお客様が減ってしまうということで、やはり施設の改修、清潔感を高めるということが大事ですので、利益剰余金につきましては、そういった利用客の皆様が安心して来られるような施設にするために、利益剰余金はそちらの維持補修、改修等に使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岸祐次君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 利益を施設の、清潔で質の高い施設とすべく、いろいろなところに修繕をしたり、あるいは備品を買いかえたりということかなというふうに思っておりますけれども、8ページのこの14期の損益計算書を見ますと、予算立てでは修繕費が約1,000万円の予算を計上していたにもかかわらず、当期の実績は730万円。270万円ほどの予算対比、減ということになっております。それから、備品の消耗品費は、予算では280万円だったのですが、実績が約30万円弱ということで、備品を新しくしていないとい

うことなのです。

この前の一般質問でお伺いしましたけれども、やはり飽きられないように、あるいは古くなったからといってお客様が来ることが、そう考えることがないように、やはり入浴施設ですから、いつも清潔に、しかも小ぎれいにしておく必要がもちろんあるのかなというふうに思うのです。

そういったところから見ますと、やはり計画的に備品なりを新しく買いかえる、それから小まめに見て修繕の必要なところは修繕をかけていく。一気にやろうとすると、とんでもない赤字になってしまいますので、計画的にやっていくということで、いつだつたかの定例会でそういうご回答をいただいておりますけれども、それがこの14期、15期の損益計算書の中に反映されているかというふうに見ますと、そういう目で見ますと、14期の備品はなぜこんなに少なかったのか。それから、15期の5ページにありますけれども、200万円の予算を上げておりますけれども、これで備品を新しく買いかえるんだということになるかなと思います。修繕費も前年と同じように700万円台をやっていると。

これが計画的にこの修繕費、備品消耗品費を計画的に立案して、それを実行しているかということが、この計算書からは、2期ですからわからないのですけれども、当然そういうふうにやっているというふうに思うのですけれども、お尋ねしますけれども、そういうふうにやっておりますか。いかがですか。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 当然、施設の老朽化ということで、この次にどのくらい修繕しなくちゃならないかというのは、当然把握しております、今後必要とされるのは、制御盤、配電盤ですね、それが温泉の開設以来ずっと使っているということで、もう耐用年数のほうが来ているということで、今後それが数百万円ぐらいのお金がかかるだろうというふうには思っております。その前の年には、屋根の塗装工事というのを実施しまして、これが約300万円ぐらいかかるつております、今回はそれに比べると修繕のほうは減っております。

経営の状況を見ながら、この修繕のほうも進めるということで、例えば灯油の価格の動向、現在、安値安定でありますけれども、ちょっとじりじりと今上がってきてているような状況があります。また、きょうのニュースなんかだと、産油国のほうで生産調整の合意ができなかつたというようなニュースもありまして、その後また原油価格も下がってくるのかなとも思いますが、そういったもろもろの経済情勢とか、灯油の価格とか、そういうものを考慮しながら利益のほうも考えて修繕を進めているということですので、そういった老朽化と経済状況、利益等を勘案しながら、お客様の安全・安心ということを考えながらやっていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 15期の事業計画書を見ますと、3ページの中段にパークゴルフ場の後任のコースをつくるということで、ケイマンゴルフ場のグリーンを使用する併用方式を取り入れることが見込まれると書いてあるわけなのですが、前の定例会のときに、ある議員からケイマンゴルフ場を縮小してパークゴルフ場のコースに一部したらどうか、橋の下のあたりらしいのですけれども、そういう意見があったときに、執行の方のほうはそれは考えていないということだったんですね。それで、そのところでちょっと聞きたいのですけれども、ケイマンゴルフ場は利用者数が541人ふえていると。パークも778人ふえている。グラウンドゴルフは479人減っているという状況、利用者数がそういうことなのでしょうけれども、この売り上げが約一千数百万ある中の、ケイマンゴルフ場は売り上げの3割を占めているわけですね。パークゴルフ場は約その6割を占めている。2つ合わせれば9割というふうだと思うんですね。

このケイマンゴルフ場の一部を、コースをパークゴルフ場に切りかえると、当然このケイマンに魅力がなくなるということで、利用者数は減る。したがって、売り上げが減ると。3割も占めているケイマンゴルフ場の売り上げが減るということは、余りやりたくないというふうかなと思うのですけれども、この併用方式というのが私はよくわからないのですけれども、要するに、そのパークゴルフのゴルフ協会の言い方とすると、併用で試合が、公認試合ができると。したがって、ケイマンゴルフ場のコースを一部をつぶさないで、このパークゴルフ場を使って、ずっとこれができるんだということなのか。要は、聞きたいことは、ケイマンゴルフ場の一部をパーク場に転換はしない、併用方式で試合を呼び込んで、公式の試合、公認試合を呼び込んで、その収益を上げるという方向で動くのか。どちらなのか、中長期的な考え方を聞きたいなというふうに思います。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 併用方式ということで、ケイマンゴルフ場の芝を短く刈り込むことによって、そしてカップを切って、その器具を入れればすぐにできるということですので、ふだんはケイマンゴルフ場として使えるということなのです。要は、併用方式、併用方式というか、ふだんはケイマンゴルフ場で、その大会、全国大会をするときにはその芝を刈り、短く刈り込んで、そしてカップを埋めるというような形でやりたいというふうに考えております。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

山畠議員。

[13番 山畠祐男君発言]

13番 (山畠祐男君) 今平形議員の質問と関連するのですけれども、回答が、その芝を刈って、ショートにして云々ということでありますけれども、芝を刈ってすぐまた伸びないですよね、次のとき。芝を刈るんじゃなくて、コースを短くするのと勘違いしていないですか。その辺よく説明いただきたいと思います。

議長 (岸祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長 (石関 昭君) 私のほうから答弁させていただきます。

芝を刈ってという意味は、いわゆるパークゴルフだと土地のところまで短くなっているということで、土地のところまでは短く刈って整備するということなのです。ですから、刈るんですよ。刈らないんじゃないんですよ。刈るんですよ。だから、今言った、何でいうんだ、ラフと普通のこのあればちょっと違うんですよね。そうすると、ラフのところは伸びていてもいいけれども、普通の今言ったケイマンじゃなくパークゴルフをやるときには、ほとんど同じような芝生になっているんですよ。そういうことでやっているということなんですよ。

ですから、今のパークゴルフのところにパークゴルフでやると、距離がもしくは100メートルあったということになると、それではちょっと長過ぎるということで、それを短くしたり長くしたりしてやっていくと。簡単に言えば、1つのコースを2つ使うというようなことでやっていきたいと。打つところはマットを敷いてやればそれで結構だということでいいだろうということでやると。実は、29日に関東のパークゴルフ大会がございました。280人集まってやっていただいたのですけれども、いわゆるケイマンゴルフ場のほうは使わないで、パークゴルフ場とグラウンドゴルフ場を使って、280人が使用できただけですけれども、いわゆるケイマンゴルフ場のほうの人がその日にやりたいというと、そのところはできないということになれば、今言った関東の、今言った正式な競技はできないということで、いわゆるケイマンゴルフ場のほうに幾らか伸ばして、そこをやっておけばできるんじゃないかということでやっていきたいということで、フェアウェイとラフのところは、普通のケイマンなら余り要らないのです。だが、しかし今言ったパークゴルフをやるときには、マット、芝を全体的に刈らないとできないということなんですよ。そういうことを言っているんですよ、総務課長は。

だから、今のケイマンの、あれでやれば、ラフは結構伸びているでしょう、芝生が。だけど、フェアウェイは伸びていないよね。だけど、またそのところへもう一つ、いわゆる途中に穴をあけてやるところについては、芝をきれいに刈っておかないとダメだと、そ

ういう意味で言っているのです。ちょっと言っている意味がわからないかな。グリーンが違うところにできるということなんですよ。グリーンが。だから、グリーンをもう1個つくらないとできないということで、今のケイマンでやっているところはもちろん使うのですけれども、いわゆるもう1個違うところにつくるにはつくるという。グリーンをもう1個つくるんですよ。そういうことです。

議長（岸祐次君）ほかにありますか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君）先ほども議論になりました、温泉の入館者数なのですけれども、随分減ったということで、ここでそのカウントしているというのは、1日平均というふうになっていますけれども、これはこの1日平均というのは、開館している日にちを割った数ですか。じゃあその1日平均という言い方がいいのだが、そうであれば1日平均というよりも、開館日平均ということなんですかね。

それと、もう一つちょっとはつきりしておきたいというのは、このとき料金改定も行っていますよね。これについてのことというのは全く、すると触れられていないのですけれども、その料金改定がどのように影響したかというのには触れられていないのですけれども、料金改定のときというのは、大変多くの議論がここであったわけなのですけれども、そのことには触れられていないで、減った、ふえたというのも、それは大事なのですけれども、そのところの兼ね合いというのも、もう少し説明が欲しいところなのですけれども、あわせてお願ひします。

議長（岸祐次君）大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君）先ほど小池議員がおっしゃったとおり、開館日で割っている数字です。

それから、料金改定ですが、小池議員がおっしゃるように、料金改定については平成26年8月1日から実施しております、平日4時間、休日2時間300円から、平日・休日4時間400円ということで改定をしておりまして、その影響も確かにあるのではないかというふうには思っております。

以上です。

議長（岸祐次君）小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君）その影響があるんじゃないのかというので、だから果たしてその料金改定がどうであったかということもやはり検証というのは私は大事だと思うんですよ。ぜひその辺の検討もしてほしいと、というのもまだ、実際にまだ300円でやっているところもある

りますよね。そうすると、やはりそういうところに、今生活防衛の時代ですから、そっちのほうへ行つたと、行つていると。よそは、ばんどうの湯あたりはその値段でやつているのですけれども、じやあそっちのほうは恐らく調査はしているのでしょうかけれども、じやあそっちのほうは、そっちも減つているのだろうか、どうかと。もともとは町民の、住民サービスということで始めたことですから、そういう公共性を大きく持つたところの施設ですから、そういうことの考え方というのは必要だというふうに思いますので、ぜひ料金改定がどうであったのか、ばんどうの湯との兼ね合いとかそういうものはどうなっているか、そういう検証もぜひしていただきたいというのと、先ほど言いました開館日のことなのですけれども、それぞれ年度によって開館日が違いますよね。年度によって。そうすると、単純比較はできない部分というのがあろうかと思うのですけれども、その年度、年度ごとの1年の中の営業した日が何日あったかというのと、そしてその1日何人かという、その辺の比較というのはしているのでしょうか。そうでないとなかなか対前年比何人といつても、じやあ実際にその開館した日にちが違つてくれれば、その計算が違つてきますから、その辺での計算はどうなっていますか。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 今までずっとこの1日平均というのは、開館日で割つてある数字を今までも使っております。開館日が……。

議長（岸祐次君） それでは、ここで休憩をとります。再開を11時10分といたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時10分再開

議長（岸祐次君） それでは、会議を再開します。

大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、営業日数ですが、リバートピア吉岡のまづ平成26年度の営業日数347日でした。そして、平成27年度は349日でした。それと、周辺の温泉の状況なのですが、前年比で申しますと、ばんどうの湯は平成26年度が前年比で101.8%、27年度は101.5%ということで、ほぼ横ばいの状況でございます。それから、スカイテルメ渋川ですが、平成26年度は前年比114.8%でしたが、平成27年度は104.5%ということで、前年と比べると4.5%の増というような数字になっております。

以上です。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第5 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（岸 祐次君） 日程第5、報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

本事案は、駒寄小学校敷地内に乗用車を駐車していたところ、屋根からの落雪・落氷により車が破損した事故であり、地方自治法第180条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明をいたします。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 本案につきましては、別紙専決処分書のとおり、損害賠償の額の27万4,147円、損害賠償の相手方につきましては、住所・氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況ですが、平成28年1月21日木曜日午前6時から正午にかけて、吉岡町大字漆原1016番地、駒寄小学校校舎北駐車場区画に乗用車を駐車した際、隣接しております校舎屋根から落雪・落氷による車体の破損であります。

原因につきましては、1月18日と1月20日の降雪により、校舎屋根に積もった雪と解け出しました氷が屋根から滑り落ちまして、直下に駐車しておりました車のフロント部を直撃した破損事故になります。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し、和解となりましたので、報告するものです。

示談の内容は、町が損害賠償の相手方に27万4,147円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係はないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金27万4,147円は、町が加入しております全国市町村総合賠償保

険から支払われております。

よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山畠議員。

〔13番 山畠祐男君発言〕

13番（山畠祐男君） 事故の詳細は理解したのですけれども、屋根からの雪というのは、今後も可能性があると思うのです。通常、雪が降って屋根に雪が積もっていれば、その下に落ちるという可能性が予見できるわけですよね。通常の場合、そうするとその下に駐車させないようにするのが、やはり学校としての注意義務じゃないかなと思うのです。その点のところについては、今後多分対応すると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 山畠議員のおっしゃるとおりでございます。今後というか、事故の発生後ですが、学校長より教職員に対しまして、降雪時の落雪の可能性のことを周知いたしました。また、今後このような事故が発生しないように、運転者の目線のところに看板、または壁を利用したペイント等によって注意を促すということで徹底しております。

議長（岸祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第6 報告第6号 平成27年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議長（岸祐次君） 日程第6、報告第6号 平成27年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関昭君登壇〕

町長（石関昭君） 報告いたします。

報告第6号 平成27年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告するという地方自治法令第1

46条第2項により報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、財務課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、平成27年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。今回報告させていただく平成27年度の繰越明許費は9件でございます。

1つ目が、2款総務費1項総務管理費、事業名といたしましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業でございます。

内容は、国が平成27年度補正予算において、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費補助金を創設し、各自治体に情報漏えい対策をするよう求めているもので、金額は1,550万円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、未収入特定財源で660万円が国庫支出金、同じく660万円が地方債です。一般財源は230万円です。

事業の進捗状況でございますが、静脈認証等の導入など、セキュリティ強化対策事業を今後進める予定です。

2つ目が、3款民生費1項社会福祉費、事業名といたしましては、介護保険事業特別会計繰出金でございます。

内容は、介護保険法の改正に伴うシステム改修に係る一般会計からの繰出金です。金額は43万2,000円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、全額が一般財源です。

事業の進捗状況でございますが、株式会社ジーシーシーと契約を締結しており、6月30日に事業完了予定です。

3つ目が、8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道三国線道路改良事業でございます。

金額は223万円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、全額が一般財源です。

事業の進捗状況でございますが、関東測量株式会社と測量設計業務委託契約を締結しており、7月29日に事業完了予定です。

4つ目が、同じく8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道大藪7号線道路改良事業でございます。

金額は470万円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、全額が一般財源です。

事業の進捗状況でございますが、株式会社オウギ工設と測量設計業務委託契約を締結しており、8月31日に事業完了予定です。

5つ目が、同じく8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道明小・北発地岡線道路改良事業でございます。

金額は192万円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、全額が一般財源です。

事業の進捗状況でございますが、地権者7人のうち4人と契約済みでございます。

6つ目が、8款土木費4項都市計画費、事業名といたしましては、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業でございます。

金額は1,026万2,000円で、980万8,000円が翌年度繰越額です。財源内訳は、未収入特定財源で国庫支出金421万9,000円、諸収入として前橋市からの負担金が258万9,000円、一般財源が300万円です。

事業の進捗状況でございますが、今後ネクスコと業務委託契約を締結し、3月末までに事業を完了する予定です。

7つ目は、同じく8款土木費4項都市計画費、事業名といたしましては、南下城山防災公園整備事業でございます。

金額は23万8,000円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、全額一般財源です。

事業の進捗状況でございますが、今後、南下城山防災公園への進入路拡幅に係る不動産鑑定業務を委託する予定です。

8つ目は、同じく8款土木費4項都市計画費、事業名といたしましては、午王頭川親水公園基本構想策定業務でございます。

金額は326万9,000円で、全額が翌年度繰越額です。財源内訳は、全額一般財源です。

事業の進捗状況でございますが、技研コンサル株式会社と業務委託契約を締結しており、9月30日に事業完了予定です。

9つ目は、10款教育費2項小学校費、事業名といたしましては、駒寄小学校トイレ改修事業でございます。

金額は4,590万円、全額が翌年度繰越額でございます。財源内訳は、未収入特定財源で国庫支出金が1,457万3,000円、地方債が3,130万円です。一般財源は2万7,000円です。

事業の進捗状況でございますが、5月19日に入札を実施し、株式会社飯塚組が落札をいたしました。工事につきましては、夏休み期間中に完了する予定です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第7 報告第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

議長（岸祐次君） 日程第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 報告いたします。

報告第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

平成27年度介護保険事業にかかる繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 説明させていただきます。

第1款総務費第1項第1目の一般管理費の13節委託料。内容は、介護保険法の改正に伴うシステム改修に係るものでございます。

金額は86万4,000円で、全額が翌年度繰越額でございます

内容につきましては、制度改正により平成28年8月から、今まで非課税年金であった遺族年金・障害者年金を所得判定することになり、この情報提供の構築を行うためのシステム改修でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岸祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第8 報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（岸 祐次君） 日程第8、報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長に説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額4万8,487円、損害賠償の相手方は、住所・氏名とも記載のとおりであります。

事故の現状でありますと、平成28年4月30日午後8時過ぎに、吉岡町大字下野田1603番地6付近の町道を南に向かって走行中、道路上の穴に左側前輪がはまり、タイヤ及びホイールを損傷したものです。

このたび、町と損害賠償の相手方との間で当事者間の示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に4万8,487円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切債権・債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金4万8,487円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

日程第9 承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一

## 部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるることについて

議長（岸祐次君） 日程第9、承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告と承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件については、平成28年第1回定例会において議決をしていただいた、吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、速やかに改正する必要が生じ、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日をもって専決処分をさせていただきました。このため、同条第3号の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明をさせていただきます。

平成28年第1回定例会におきまして、行政不服審査法関連3法を改正する法律の平成28年4月施行に伴う、吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議決していただいたわけでございますけれども、その後、固定資産税の価格に対する審査申し出期間の取り扱いについて疑問といいますか、疑義が生じたことによりまして、4月施行までにこれに伴う所要の改正が必要となったものでございます。

改正前の規定においては、平成28年度以降の年度分の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査申し出は新制度で取り扱う旨を規定しているものの、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条におきまして、「この法律施行前にされた行政庁の処分その他の行為については従前の例による」旨の規定がございます。平成28年3月31日までに行われた平成28年度課税の固定資産税の価格の決定は、行政不服審査法関連3法の施行前になされた固定資産税の価格の決定となり、施行前として審査申し出期間を60日として扱うのか、施行後として3カ月として扱うのか、その点につい

て明確にさせることがこの改正の目的となります。

結論的には、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条における「その他の行為」とは、価格の決定である固定資産税課税台帳への登録から公示までの一連の行為を指し、固定資産課税台帳を公示した日をもって施行の前後を判断することになります。平成28年4月1日に公示した固定資産税についての審査申し出期間については、施行後の3ヶ月ということになります。

今回の改正は、この審査申し出期間の判断に関する改正となります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

附則第2項中の「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合」に改め、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改めるものでございます。

議案書1ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

附則には「この条例は、平成28年4月1日」から施行するとありますように、固定資産税の審査申し出期間の取り扱いについて4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**議長（岸祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岸祐次君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条の第1項の規定により、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求ることについて

**議長（岸祐次君）** 日程第10、承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専

決処分の報告と承認を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長 (石関 昭君) 説明申し上げます。

承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって専決処分とさせていただきました。このため、同条第3項により報告し、ご承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、財務課長より説明をさせます。

議 長 (岸 祐次君) 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長 (大澤弘幸君) それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、A4横のホッチキスどめの用紙で、吉岡町税条例新旧対照表「第1条による改正」をごらんいただきたいと思います。右側の旧が現行、左側の新が改正案ということで、下線が引かれている部分が改正箇所でございます。

まず、1ページ上段の災害等による期限の延長の第18条の2第1項中、右側、旧の下線部分「不服申立て」を左側新の下線部分の「審査請求」に改めます。これは行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による規定の整備に係る改正でございます。

次に、第56条中、右側旧の下線部分「又は第12号の固定資産」を左側新の下線部分「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改め、次の2ページの上から5行目、右側の「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を左側の「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改めます。また、最下段の「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改めます。これらは固定資産税の非課税の申告についての規定である地方税法第348条第2項の改正に伴う所要の改正です。

次に、3ページ中段で右側の「法附則第15条第2項第6号」を左側の「法附則第15条第2項第7号」に改めます。これは課税標準の特例の対象となる償却資産の適用に係る規定の改正に伴う号ずれによるものです。また、下段で、第10条の3第8項第5号中

「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加えます。これは地方税法施行令の改正に伴う所要の改正です。

次に、第2条による改正です。同じくA4横のホッチキスどめの用紙で1ページをごらんください。

町たばこ税に関する経過措置で申告納付の手続に係る規定の改正で、附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削ります。

次に、2ページをごらんください。

第7項の表は手持ち品課税を行う際の関連条文の読みかえの規定の改正です。次に、下段の第10項の表から4ページの第14項の表は、第5項から第8項までの規定の準用と読みかえに関する文言の修正です。

続きまして、議案書の本文に戻っていただきまして、3ページの下段をごらんください。

附則でございますが、第1条といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。第2条は固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第2号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第11 承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

議長（岸祐次君） 日程第11、承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、施行期日が平成2

8年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため専決処分をし、その報告と承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、全体で4万円を引き上げるもので、今までの課税限度額85万円を89万円に引き上げ、高所得者の負担を求めるものでございます。

また、軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡大し、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

右の旧が現行、左の新が改正案ということで、お願ひするものでございます。

旧の第2条第2項中の下線「52万円」及び第23条第1項中の下線「52万円」を、それぞれ「54万円」に改め、基礎課税額を2万円引き上げるものでございます。

次に、旧第2条第3項中の下線「17万円」及び次ページの第23条第1項中の下線「17万円」を、それぞれ「19万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げるものでございます。

次に、2ページの旧第23条第1項第2号中の下線「26万円」を「26万5千円」に改め、5割軽減の基準を5,000円拡大するものでございます。

また、旧同条同項第3号中の下線「47万円」を「48万円」に改め、2割軽減の基準を1万円拡大するものであります。

議案書の1ページをお願いいたします。

「附則とし、1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。」、2、この条例による改正後の吉岡町健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税につきましては、「なお従前の例による。」でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（岸祐次君） 日程第12、議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,493万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,693万3,000円とするものであります。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、まず歳入では、14款国庫支出金が1,241万8,000円の増額、18款繰入金が2,251万1,000円の増額でございます。

補正後における財政調整基金からの繰り入れは9億8,693万1,000円となり、予算ベースでの財政調整基金残高の見込みは13億5,862万5,000円となります。

次に、歳出では、2款総務費130万2,000円の増額、3款民生費の935万円の増額、6款農林水産業費1,000万円の増額、7款商工費190万円の増額、10款教育費1,238万1,000円の増額となっております。

詳細につきましては財務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）をごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ3,493万3,000円を追加いたしまして、総額77億7,693万3,000円とするものでございま

す。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。10ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金2項国庫補助金6目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金が1,000万円の増額でございます。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業として実施する地域特産品生産体制構築事業に係る地方創生加速化交付金です。

同じく14款国庫支出金3項国庫委託金3目教育費国庫委託金1節社会教育費国庫委託金が241万8,000円の増額でございます。これは子ども農山漁村交流プロジェクトのモデル事業に対する交付金で、大樹町との子ども交流事業に充当されます。

次に、10ページの最下段で、18款繰入金2項基金繰入金2目1節の財政調整基金繰入金は2,251万1,000円の増額となります。

次に、歳出でございますが、11ページ上段をごらんください。

2款総務費1項総務管理費12目電子計算機は子ども子育て支援関係のシステム改修費で、129万6,000円の増額です。

11ページ下段の3款民生費2項児童福祉費5目学童保育事業費は、新設学童クラブ建設予定地の変更に伴い、文化財調査業務委託費600万円の減額、用地買収費1,500万円の増額です。

次に、12ページ上段をごらんください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費13節委託料で地域特産品生産体制構築事業委託料で、1,000万円の増額です。これは歳入のところでも申し上げましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業として実施する、地域特産品生産体制構築事業委託料ということで、小倉乾燥芋の生産・加工・販売体制を構築するための調査委託料です。

続いて、12ページ中段をごらんください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費22節補償、補填及び賠償金は190万円の増額です。これは、小口資金の融資先が返済困難な状況になったことに伴い、群馬県信用保証協会が代位弁済を実行したため、当該代位弁済に係る損失の一部を補償するものでございます。

続いて、12ページ下段をごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費13節委託料で法定外道路調査測量委託で、184万円の増額です。これは明治小学校校舎増築事業に伴い学校敷地内に国有地が残つ

ているため、払い下げの手続をするための調査測量委託料です。文化財調査業務委託料600万円の増額は、新設学童クラブ建設予定地を学校用地に変更したために、学童保育費で減額した600万円を学校建設費につけかえるものです。

続いて、13ページ下段の10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費15節工事請負費で八幡山グラウンド駐車場整備工事380万円の増額は、豚舎を移転した跡地に敷き砂利をして駐車場として活用するための経費です。

次に、14ページは給与費明細書でございます。

また、参考資料として、本補正予算の説明資料となります、A4版で8ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**議長（岸祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時からとします。

午前11時54分休憩

---

午後 1時00分再開

**議長（岸祐次君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

**15番（小池春雄君）** それでは、3款の民生費の中で、公有財産購入費の中で用地買収費ということで、これは学童保育事業ということで、その学童をやるところの土地を購入しようということなのでしょうけれども、ちょっとこの場所と面積がわからないのですけれども、まずそれを示していただきたいというのが1点です。

それから、もう1点、6款の農林水産業費の中に農業振興費の中で、地域特産品生産体制構築事業委託ということで1,000万円、大変高額ですけれども、どこにどういう形で、どういう目的を持って委託を、委託事業ですから、委託をするのか、そこが見えてこないのですけれども、その部分についても説明を願いたいと思います。

今、小倉の乾燥芋だということがありましたけれども、聞いてみると、なかなか乾燥芋も今あるだけでもう手いっぱいです、新たに欲しいという人がいても、買えるところもあるらしいのですけれども、全体的にはそういうのも難しいんだと言われている中で、今後継者もなかなかいないんだというふうに言われている中で、果たしてその1,000万円をかけて、どんなことが可能なのかというのが、私はちょっとこれは疑問なのですけれども、どういうことを考えているのか。補助事業を充てるのだからということで、さりとて

それをどぶに捨てるとは決してあってはならないわけですから、1,000万円かければ1,000万円かけたなりのやはり成果を生まなければ意味がありませんから、その辺をどういうふうに考えて、どう進めようとしているのかについてもお尋ねをします。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 学童の予定地でございますけれども、駒寄小学校南にあります、今現在駒寄小学校駐車場としてお借りしている土地、そちらのほうに建設をする予定で今、用地交渉をしているところでございます。面積につきましては、全体では739平米ということで今確認しております。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） そうしましたら、12ページの歳出、農業振興費、特産品生産体制構築事業委託ということで1,000万円ということですけれども、この中身といいますか、まず歳入については10ページの14款国庫支出金で、地方創生加速化交付金を歳入として見込むという内容になっていますけれども、実際のその委託について、内容的にどんなものがまずあるのかなということがあるかと思いますけれども、今年度この1,000万円を使いまして、小倉の乾燥芋を6次産業化を進めていく中において、マーケティングの調査をしたいと。

その内容でございますけれども、マーケットに関する調査分析、またモニター販売及び調査となり、また販売、競合商品や流通経路に関する調査だとか、それと既存の乾燥芋生産農家の経営に関する調査分析、そして今後の経営計画の策定と。今年度ではないのですが、今後の、次年度以降において法人化を図って、その法人が乾燥芋をつくると。そして、それをマーケットに出していくという、それに伴っての調査分析をするわけでございますけれども、確かに生産者の方の高齢化ということも、そういったことからその生産に対して、実際に農家はそういう対応ができるのかという心配があるかと思いますけれども、遊休農地等も実際に見受けられる中で、新しい生産者の方も募ることはできるのではないかなど。

幅広く、いろいろなことが想定されるわけですけれども、今回これを、加速化交付金、本来もう3月時点でしているわけですけれども、1次募集という形の中で、国の予算が九十数億残っているという、そのことから2次募集ということで、今回申請をさせていただくということで考えておりますけれども、実際それがまだこれから申請をすると、実施計画を6月10日までに県に提出して、県がまとめて国に6月17日までに提出するわけですけれども、そして県がそれを妥当かどうか、採択になるかどうかということで見ていく

だいて、採択になれば100%ということで想定しているわけですけれども、そういったことがずっと、採択になっていないのに補正予算を上げるのかという、そういった疑念というか質問というか、そういったこともあるかと思いますけれども、今回の要件としては、補正予算なりに上げていないと採択にならないというのが一つ条件にありますので、今回そういった形で、今回の補正予算の中に組み込ませていただいたと。

28年度については今言われたように、1,000万円の内容はそういったマーケティングの調査ですね、農家の経営も見て、実際にじゃあ農家の方がそこに参加、乾燥芋をつくるに当たって、法人のほうに芋を供給する。また、供給が終われば、今度は加工するところに、働く場をということでそこに、加工作業の中に入つて働いてもらうと。そういったことを想定しているわけですけれども、当然法人化を図つてやっていく中で、今現在でも農家はつくっているものが市場には出回らないので、いわゆるお得意様の中で処理が終わってしまって、一般の方からの注文には対応できないというのが現実なので、それだけ小倉の乾燥芋は人気があると。ネームバリューも当然あるわけですし、またプレミアム的な価値もある。

そういったことを活用して、もっともっとそこを生かして、そのためにも遊休農地を活用して、現状のその生産者以外にもそこに参画をしていただける方は出てくるのではないかと。遊休農地の活用ということも当然考えていますし、また働く人も生産者だけではなくて、またシルバー人材を使つたりとか、そういういろいろなことを考えながらやってみたいなというふうに考えているわけですけれども、ことしの中ではこういった調査分析をさせていただくということで考えております。

以上です。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） いま一つわからないのですけれども、多額なお金を確かにその、私はやるなと言っているんじゃないですよ、こういうことでこれが事業採択されればできるのでしょうかけれども、やるなと言っているんじやなくて、可能性として、1,000万円というのは多額のお金を使いますけれども、そうであればそれなりのやはり一定の、どっちかというと生産者、今言う生産者とのすり合わせとか、そういうものがまあまあその、こういう事業があるのだけれども、こういうものを活用するにはというで一定のすり合わせがあって、新たにどこかに、シルバー人材に頼むにしても、素人でできるものじやありませんから、そこでだからその農家とのすり合わせがあつて、それで、そういうのだったら可能性として、十分やっていける可能性があるかもしれませんねというので、そういう人が話に乗ってきた話だったら私はわかるのですけれども、そのすり合わせが不十分である

と、いろんなそのマーケティングをしました、金をかけてみましたが、それで結局、結果はどうも何ともなりませんでしたねというようなことはぜひ避けたいと思うんですよね。大変その額としても多額のお金をするわけですから、そうであればある程度見通しのついたとでもいうのでしょうかね、見通しがある程度、見通しのついたところに持っていくかないと、貴重な、国費だ、税金だといつても、それはそれまた皆さんにお支払いしている税金なわけでありますから、そういうことも考えて、私はこれを見たときに、果たしてこれはどうなんだろうなと。どの程度の腹づもりを持って地域の人、生産者とのすり合わせができているのかなと。いや、後になって聞いたらその生産者が、いや、俺たちは何も聞いていない、ろくに聞いていないと、町が勝手にやっていることでなんていう、そんなことになっちゃうと大変ですから、そんなことはないんでしょうけれども、細部については委員会あと質問してみたいと思いますので。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君）歳入のところで、国庫支出金、国庫補助金、地方創生加速化交付金が1,000万円予定、補正されておりますけれども、3月の定例会でも質問したと思うのですが、昨年度の国の補正でこの予算が1,000億円ついたわけなのですけれども、そのときには吉岡町はこの加速化交付金を受けるための事業の申請を行わなかつたわけですね。群馬県下で4つの自治体がやっていないということであったというふうに思います。

それで、その当時の毎日新聞によりますと、3月3日付の毎日新聞によりますと、その申請しなかつた理由が、吉岡町の担当者も今回の交付金は先駆性が求められるなど条件が細かく、短い期間では該当する事業が見つからなかつたと明かしたと、こう新聞記事には書いてあるわけです。ところが、そこから2カ月ですかね、非常に短い間にこの地方創生加速化交付金が入ることに、予定になって、そしてその使途は地域特産品生産体制構築事業に使われると、こういう補正でございますけれども、この短い期間の間に、なぜこの補正が今回答の中で1次申請とか2次申請とかという言葉がありましたけれども、なぜここに至ったかをもう少し細かく説明していただけますでしょうか。

議長（岸祐次君）小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君）平形議員さんからのご質問でございますけれども、確かに3月のときに吉岡町では加速化交付金について申請はしてございません。短い期間では対応できないということでございましたけれども、今回急にそれがまた2次募集の中に申請をすると、そんなに期間があいていないのになぜなのだろうと、そういうことかなと思うのですけれ

ども、経緯とすると、今回のこの小倉の乾燥芋について6次産業化を進めるということについては、もともとはもっと前から実際には担当課のほうでは動いていたということもございます。

1次募集は、1次募集というか、そのときに3月のときで終わってしまうという、そういう認識も多少あったわけですけれども、それが九十何億残ったという中で、国が6月17日を期限に2次募集をしますよということが出てきました。その段階で、6次産業化がどのくらいできているかというのもありましたけれども、小倉の乾燥芋の組合の方と数回にわたっての折衝は当然しているわけですけれども、その中ではっきり小倉の乾燥芋組合がそこに参加するといいますか、はっきりと手を挙げたということではございませんけれども、乾燥芋をつくっていく中において、当然今小倉の生産者の方の技術、ノウハウですね、それが当然必要になるわけありますけれども、それについて協力も得られるのではないかという、そういう感觸を得ていますので、ただ、やはりそのマーケティングを見た中で、調査をしてみて、それも非常に気になる部分もあるということもございまして、それでいろんな方面からの知恵も拝借させていただいた、この時点で出すのか、もしくはこの後の推進交付金、前に出たのは新型交付金と言われているわけですけれども、今回推進交付金と名前が変わっているわけなのですけれども、そちらのほうに手を挙げる方法もあったわけですけれども、推進交付金の場合は2分の1と、そして地域再生計画もあわせてつくらないといけないということもございましたので、であれば今10分の10という補助率でございますから、担当課並びに総務政策課のほうでいろいろと折衝した中でまた実施計画を6月17日に上げる前に、国のほうといろいろ相談をしてあるということがございましたので、数回にわたって相談をさせていただいた中で、おおよそ大体、こういった実施計画であればということの中で、今回補正予算を組ませていただいたわけでございます。

以上です。

議長（岸祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） わかりました。この毎日新聞では、短い期間では該当する事業が見つからなかつたと明かしたと書いてあるのですけれども、該当する事業に、該当するかどうか、事業の可能性を探るという意味で、この1,000万円をこの小倉の乾燥芋のところですかね、使うというふうになっているのですけれども、よく交付金、その加速化交付金、あるいは推進するための交付金というような言葉が出ましたけれども、要は今まで町おこしのために町が単独で予算をつけて、こういう事業をすることはなかなか実現の可能性が見通せないものに対する、その予算のつけ方というのはなかなかできないかなというふうに

思うのですけれども、こう申請することによって加速化交付金が出てくると。要するに、物事が一步前に進んだというふうに思っているわけなのですけれども、それはだから大変結構なことじゃないかなというふうに思うんですね。

今これを見ますと、欲の張った話なのかもしれないのですけれども、もう少しいろんな事業が考えられないのか。この加速化交付金1,000万円がこの小倉の乾燥芋に使われるという事業計画になっているのですけれども、等とかという言葉をつけて、乾燥芋だけじゃなくて吉岡町の特産品を6次化で立ち上げるために、何ていうんですかね、一つの事業じゃなくて幾つかの事業等という格好で、その加速化交付金の申請ができないものなのか。もしそれが不可能であるならば、これ以外に町のほうで考えている、その加速化交付金をいただきくなり、推進化の交付金をいただきくなりして、6次化をしようとする事業というのは幾つか考えられているのでしょうか。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 今回の加速化交付金は6次産業化の推進ということで考えているわけですけれども、この小倉の乾燥芋以外、この6次産業化以外という中で、別の事業が一緒に出せなかつたかということのご質問かなと思うのですけれども、全く動いていない中で出していくといふことでいきますと、やはり時間に問題があるという。小倉の乾燥芋については、もう前々から生産者との話し合いを少しずつしてきたという経緯もございまして、その場合とまた全く違つて、新しいものをするということになってくると、加速化交付金には間に合わない。それで、推進交付金も考えられるわけなのですけれども、できれば推進交付金で何かしたいなということは当然考えているわけでございますけれども、今ちょっとこの場ではまだ申し上げられませんので、よろしくお願いします。

議長（岸祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今、地方創生加速化交付金の話で大分盛り上がっているようでございます。総務課長が今、小倉の乾燥芋の生産組合と数回もう交渉を持ったという話は今承ったわけでございます。その中で、これから具体的に今、その6次化に向けて進んでいきたいという話だったわけでございますが、どうも今の話の中で、答えられなければ結構です、この5回ほど持った生産者との交渉のもとで、ある意味、この交付金を使ってやりたいという人はいたか、いなかったか、それをお答えください。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 組合として、まず組合としての対応でございますけれども、組合とし

ては、今回は見送らせてもらうという、そういうお話をいただいております。ただ、組合としては個別に農家と対応するのは構わない、反対はしないということでございましたので、個別に当然させていただいていることもございます。その中で、はっきりだめだとも、積極的に参加するとも、何ともまあちょっと、まず様子を見させてもらいたいという。感触的に、できれば技術的なことも求められますので、そういうことで参加というか、協力が得られるのではないかという方もいらっしゃると思います。ですけれども、ただ、今の段階ではそれ以上のことも言えませんし、今言ったのはそれまでの話なので、これ以上のことはちょっと申し上げられません。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君）今総務課長が、そういうお答えが出たわけでございますが、私に関しましても、こういう形で産業建設常任委員会という形になりますて、特に乾燥芋、特にブドウ関係と、小倉に関しましては、これからどんどん6次産業化に向けて頑張っていきたいなと思うわけでございますし、この交付金をしっかりと利用して、何とか6次産業化に向けてやっていただけたら幸せでございます。現在今、総務課が話せる段階ではないという話ですが、これからに対してしっかりと政策をつくっていけたら幸せだと思っております。

以上です。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形薰君発言〕

12番（平形薰君）歳入の部分で、国庫支出金の国庫委託金ですね、子ども農山漁村交流プロジェクト交付金が入るということで補正になっております。この使途ですけれども、国の地方創生関連施策に位置づけられている、子ども農山漁村交流プロジェクトのモデル事業に応募するに当たり所要の改正を、補正を行うものと、こういう説明書きがあるわけなのですけれども、子ども農山漁村交流プロジェクトと申しますのは、私も前に一般質問でしたことがあるのですけれども、平成19年から20年ごろから、農林水産省、総務省、それからもう一つの省がありましたかね、これらが一緒になって子供たちを農山漁村へ宿泊体験をさせて、社会教育の一環ですね、やるというプロジェクトだというふうに理解しておるのですけれども、全国で141地域ぐらいのところのプロジェクトがあると。それで、私たちの吉岡町の子供が行っておりますのは大樹町なのですけれども、南十勝宿泊体験交流プログラム、この中の一環として受け入れ側はやっているというふうに思うわけですね。そこで、聞きたいのですけれども、この交流プロジェクト自体は過去、もう数年前から

始められておったと。ところが、今回この補正でモデル事業に応募するに当たって補助金が出てくると。じゃあ前、その交流プロジェクトがあったのだから、前にそのモデル事業としてやれば、この事業は今まで町単独の事業だというふうに思っておったのですけれども、国から金がおりてきたのではないかというのがまず第1点の質問です。

それから、もう一つは、この前、議員全員で大樹町に表敬訪問をいたしました。そのときに話の中で、今数十名の大樹町に子供がお世話になっておるわけなのですけれども、実態は行きたい子供たちから抽せんによって絞り込んで行っていただいておると、こういうことなので、もう少しその受け入れ規模をふやせないかなという質問を大樹町にお話し申し上げたら、やはりそれは設備的にも、あるいは期間的なのかな、よくわかりませんけれども、無理であるということがありまして、きょうのこの議会の冒頭の諸般の報告の中にも、その報告書が記載されておりまして、今私が申し上げたことが不可能であるということが記載されています。

そういうときに、確かに大樹町と友好都市を結んでいるから大樹町に行って、子供に北海道の大自然を満喫させたいというのはよくわかるのですけれども、もう少し、この国からお金が出てくるようであるならば、北海道には交流宿泊体験プログラムというのが、地域が10ヵ所ぐらいあるんですね。私もこの前の一般質問でもしましたけれども、もう少し広げて、例えば吉岡町、駒寄小学校、明治小学校、5年生全員を北海道のどこかへ、例えば南十勝、大樹町を含む南十勝とか、あるいは違うところへ何ヵ所かに分散して行かせるとか、いろんなテクニックを使って、町単独でなくて国で行えるというふうであるならば、そういうふうに考えることはできないのかというのが2つ目の質問です。

以上、回答をお願いしたいのですけれども。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 今回の補正をさせていただきました理由としては、受け入れ、子ども交流事業の大樹町の受け入れ側のほうから、国の施策として、補助事業として、こういったプロジェクトがあるので手を挙げてみたいのだけれども、どうでしょうかという、大樹町からの声がけがありました。それで、群馬県のほうにこの事業の内容を確認したところ、こういった交流事業も該当するよという指導をいただきましたので、そこから町のほうと大樹町が内容を確認しまして、正式に今回補助事業を申請する運びとなりました。

以前からこういった交流事業があったのかというような内容ですが、確かにあったとは聞きますが、今まで群馬県でこのような事業をやっていたかというと、その辺は確認はされておりません。北海道の中では、やはり北海道の自然を体験するということで、受け入れ側にお話があって、その中で交流しているところとの団体とこのプロジェクトを申請す

るというような内容で、過去は進められてきたというふうに聞いております。

また、事業の拡大をしたらどうかというご提案でありますけれども、このプロジェクト事業に関しては、1回のみの採択になりますので、1度採択を受けた団体は2回目はないというような内容になっております。

以上です。

議長（岸祐次君）ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸祐次君）日程第13、議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君）説明申し上げます。

議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

第1条、地方債の変更は「第1表・地方債補正」により変更するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明をさせます。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君）議案書裏面2ページをごらんください。

「第1表・地方債補正」について説明いたします。

起債の目的、限度額、方法については、変更等はございません。借り入れ利率「補正前4.0%以内」を「補正後3.0%以内」に変更するというものでございます。これにつきましては、一般会計予算の「地方債の借り入れ利率3.0%以内」と整合性を図るというものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

日程第14 議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長（岸祐次君） 日程第14、議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長（石関昭君） 説明申し上げます。

議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,127万8,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸祐次君） 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款の総務費の第1項第1目の一般管理費委託料、平成30年度から実施される都道府県による国民健康保険運営を踏まえた国保事業費納付金、そういった算定の標準の新規システムを導入するために59万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入は、第4款の国庫支出金の第2項第1目の財政調整交付金で、歳出のシステム改修費の全額を、59万4,000円を負担するとし、増額補正をするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岸祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 散会

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時39分散会

## 平成28年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

平成28年6月7日（火曜日）

---

### 議事日程 第2号

平成28年6月7日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

日程第 2 陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願いする陳情

（提案・委員会付託）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

## 欠席議員（なし）

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

これよりお手元に配付しております本日の議事日程（第2号）により会議を進めます。

一般質問の通告のあった4人の一般質問を行います。

この定例会から、新しく課長職になった課長が3名おりますので、あらかじめ説明をしておきます。

質問及び答弁までを含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残時間がなくなったときに、マイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力願います。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

1番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔1番 富岡大志君登壇〕

1 番（富岡大志君） それでは、通告に従い、1番富岡大志の一般質問を行います。

最初に、来年度末の供用開始を目標に計画が進んでいる駒寄スマートインターチェンジの大型化計画の進捗状況に関しての質問をします。

平成18年に本格運用が開始された関越自動車道駒寄スマートインターチェンジは、その立地や周辺道路環境の影響が大きいためだと考えられますが、吉岡町ホームページによりますと1日の利用台数が約6,000台と全国でもトップクラスの利用状況となっています。そして、大型車対応化スマートインターチェンジの計画が進み、来年度末を目標に運用が開始されることになっています。今年度も町の継続事業として4億7,007万円と多額の予算が計上されています。周辺の住民の方はもちろん、町の多くの方がこの計画に注目していることでしょう。

スマートインターチェンジ大型化供用開始により、東京から100キロメートル圏内という距離、そしてさきに開通した首都圏中央連絡自動車道、圏央道ですね、これにより、関東全域への大型車でのアクセスが良好になり、地域の強み、魅力が飛躍的に向上するのではないかと思います。

都市計画マスタープランにあるとおり、駒寄スマートインターチェンジは今後の町の発展の上で重要な核となることでしょう。順調に計画と工事が進行し、予定どおりの完成、供用開始となることを期待しているところであります。

質問に当たりまして、参考資料としてお手元の資料1-1をごらんください。

お尋ねします。吉岡町ホームページの「駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化の整備について」では、来年度末が供用開始目標となっていますが、現在の進捗状況はどうなっていますか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日、4人の議員の方々から一般質問を受けるわけですけれども、誠心誠意努めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、富岡議員の現在のスマートインターチェンジの現状について、進捗状況についてということで、質問をいただきました。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応事業につきましては、平成26年3月に変更実施計画書が国土交通省などに受理され、平成26年9月に前橋市、吉岡町、ネクスコ東日本株式会社による基本協定を締結し、前橋市と吉岡町が用地買収を、用地買収を除く設計や工事をネクスコ東日本株式会社が実施することになっております。

議員お尋ねの現在の進捗状況ですが、平成27年2月に地元事業説明会を開始、平成27年度当初から測量、設計、用地調査に着手し、平成28年1月に地元へ用地買収に係る説明会を実施し、現在用地買収に向けて地権者との交渉を進めているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） お尋ねの進捗状況につきまして、現在地権者交渉等の下準備を始めたところでございます。具体的な動きというものは今現在進んでおりませんが、そんな状況下でございます。以上で終わります。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） わかりました。

質問を進めます。

お尋ねします。予定では平成29年度末となっていますが、供用開始についてはこの予定どおりとなる見込みなのでしょうか。

また、現在進捗に影響を及ぼしている要素は何かありますか。

あわせてお尋ねします。「駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化の整備について」の中で、「各関係機関との協議」「地域関係者、関係団体との協議」とありますが、協議の対象はどのようなところですか。具体的にはどのような協議が進んでいるのですか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） お尋ねの供用開始の目標についてでございますが、埋蔵文化財の本調査の影響によりまして、工事着手がおくれる可能性が見込まれております。今年度中の供用開始の目標を精査したいと考えております。

また、関係機関との協議についてですが、埋蔵文化財の本調査、工業用水、農業用水、電柱移転などの支障物件等の協議、調査を進めているところでございます。

以上です。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。

質問を進めます。

お尋ねします。最終的な総工費はどのくらいになると見込んでいますか。そのうちの吉岡町の支出割合はどのようになる見込みですか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 全体的事業費についてでありますが、現時点では約12億円を予定しております。このうち9億円が前橋市と吉岡町の負担分、残る約3億円がネクスコ東日本の負担分となっております。

なお、前橋市と吉岡町の負担分の9億円については、国の補助金による支援を受けるほか、補助金を除く自主財源分につきましても全体の4分の3を前橋市が負担し、吉岡町が残る4分の1を負担するということで、吉岡町と前橋市長との間で合意をしております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化については、滞りなく進行されていくことを期待します。供用開始を楽しみにしております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、駒寄スマートインターチェンジと近く開通が予定されている幹線道路とのアクセスに関する今後の課題に関して質問します。

参考資料としまして、お手元の資料1－2の①、②をごらんください。

この先、南新井前橋線バイパス、上武道路の全線開通が予定されています。これらの新たに開通する幹線道路が駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化と結びついて、町の道路交通の状況は大きく変わるものではないかと思います。例えば平成28年度を目標に整備が進んでいる上武道路の全線開通により、こちらから駒寄スマートインターチェンジに向けての交通の流れができるいくのではないかと思います。芳賀西部工業団地、芳賀東部・五代工業団地、五代南部工業団地などの前橋の工業団地からのアクセスもあると思います。さらに、計画中の大型商業施設の開店による周辺の交通量の増加は容易に想像できます。

お尋ねします。新たに開通する幹線道路と、駒寄スマートインターチェンジとのアクセスに関する交通量の増加を想定し、慢性的な混雑や、増加する児童生徒などが巻き込まれる事故が起きないよう、今のうちに取り組みを進めていくべきだと思いますが、どのように対応していく計画ですか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 交通量増加への対応につきましては、児童生徒などの事故防止、安全対策の一環といたしまして、通学路安全プログラムを本年3月に策定し、交通担当による現地確認の上、県道につきましては渋川警察署と渋川土木事務所へ連絡し、規制・改修・改善をお願いしているところでございます。また、町道につきましては、町により注意喚起標識の整備などを充実しているところでございます。

また、ご指摘のとおり、南新井前橋線バイパス、上武道路の開通、スマートインターチェンジのアクセスに関する交通量の増加により、渋滞箇所や通学路を含む町内道路の安全対策必要箇所の増加が懸念されております。また、生活道路は抜け道として車両が入り込む可能性が高いと認識しております。

また、お尋ねの渋滞対策や、児童生徒などの事故防止、安全対策についてでありますが、生活道路への入り込みを抑制するために、幹線道路を経由したルートへの誘導を図ってまいりたいと思います。具体的には、案内看板を開発事業者の責任で設置していただきます

よう、適切に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸祐次君）富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君）わかりました。

関連するところでお尋ねします。現状、町の東北部では東西方面での幹線道路のアクセスが余りよくありません。その中で、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化と、新たに幹線道路の開通が近づいており、アクセスの向上が求められます。具体的なところでは、大久保上野田線、漆原南原線、及びこの2つの路線をつなぐ渋川市側の道路整備、そして溝祭北下線、そしてこれらを南北方向で結びつける吉岡バイパスの宮東交差点以北の延伸の計画を早目に進めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君）石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君）漆原地域と周辺の都市計画道路の整備についてであります、町といたしましては前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸となる都市計画道路、大久保上野田線が最優先と考えております。

この件に関しましては、もう3年から4年ほど前から県のほうには随時懇親会があるたびに知事のほうには伝えてあります。「おまえしつこいぞ」というくらい、私も言っております。そういった中におきまして、この道路の整備につきましては昨年の10月に渋川市と締結した協定におきましても連携して取り組む事項として位置づけておりますので、関連する渋川市との都市計画道路を含めて、今後渋川市とともに関係機関に働きかけていきたいと思っております。

議長（岸祐次君）富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君）質問を進めます。

現在、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化と同じく、予定される平成29年度の開通に向けて2期工区の事業が進んでいる南原前橋線バイパスですが、これは高崎渋川線に、そして3期工区の整備で高崎渋川線バイパスへと接続していくことにより、開通後は駒寄スマートインターチェンジから伊香保、榛名方面への観光ルートとなり、その活用が期待できるのではないかでしょうか。

お尋ねします。町が独自に案内の看板などを設置することにより、観光客を誘導していくことについて今後ご検討いただけないでしょうか。

議長（岸祐次君）石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） お尋ねの駒寄スマートインターチェンジ、南新井前橋線バイパス、高崎渋川バイパスを経由する伊香保・榛名方面への観光ルートへの案内でございますが、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化に伴う高速道路上の案内標識へ伊香保・榛名方面が表示されますように、関係機関で協議していきたいと考えております。また、新たに開通するバイパスの案内標識にも、伊香保・榛名方面が表示されるよう、道路管理者と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） 関連するところでお尋ねします。このルートの沿線に、町主導で農産物直売所や子供が遊べる施設などの観光施設の整備により、町の観光収入の増加が見込めるのではないかと思います。これもあわせて検討されてはいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 議員お尋ねの駒寄スマートインターチェンジから南原前橋線バイパス、高崎渋川バイパスルートの沿線への観光施設の整備について、町主導による観光施設の整備の予定は現時点ではありませんが、民間主導による整備の申請があれば、適正に審査し、必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） 質問を進めます。

駒寄スマートインターチェンジ周辺や、計画されている幹線道路の周辺において、虫食いのように住宅地などが開発されると、今後進んでいく都市計画の大きな妨げになっていくのではないかという懸念があります。インフラ整備に町の予算が大きく割かれる可能性もあり、また先行して住宅地などが建ってしまうと、大規模な用地取得が難しくなります。住宅地などの開発が無秩序に進むと、一時的には人口の増加にはつながりはしますが、結果的に町の疲弊につながるのではないかでしょうか。

お尋ねします。道路網整備のさらなる充実により、商業誘致エリア、工業誘致エリア、そして住宅調整エリアにおいて無秩序な開発が進んでしまうことが懸念されます。これらに対する土地利用の規制に関する町の方針をご説明ください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 土地利用に関する基本方針ということでおろしいでしょうか。

お尋ねの無秩序開発への対応方針について、平成28年3月に吉岡町都市計画マスター プランを改定し、おおむね20年後の将来を見据えた都市の将来像や方向性を示したところでございます。具体的には、駒寄スマートインターチェンジをまちづくりの核に位置づけるとともに、インターチェンジ東側を商業誘致エリア、そして西側を工業誘致エリアとしまして、優良企業の誘致を積極的に進めていくという考え方を示しております。商業誘致エリアや工業誘致エリアに企業の立地を進めるためには、核となる駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化を進めると同時に、広域的幹線道路のネットワークを形成することが非常に重要であると考えておりますので、改定した都市計画マスタープランにおきましても、前橋伊香保線吉岡バイパスや、南新井前橋線バイパスなどの4路線をまちづくりの軸と位置づけて整備を推進するとしております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。駒寄スマートインターチェンジ大型化供用開始に対応したさらなる道路行政に期待したいと思います。今後が楽しみです。

また、土地利用の規制につきましては、今後の計画に影響が出ないうちに、できるだけ早く進めていただければと思います。

それでは、次の質問項目へ移ります。

2つ目の項目である工業用地の開発と企業誘致に関する質問をします。

最初に、工業誘致エリアの開発と県の工業用地選定に関して質問します。

県は、通常5年置きに行う工業用地の用地確保に向けた選定作業の開始について、従来のスケジュールを1年から1年半前倒しにし、平成28年度中に候補地を決める方針です。工業用地の需要増加に伴い、在庫が不足し、新たな用地確保が緊急課題となっている状況があり、これに対応したことのようです。

参考資料として、お手元の資料2-1の①をごらんください。

平成27年に企業が群馬県内で取得した用地（1,000平方メートル以上）は、前年比6件減の57件ですが、都道府県別で3番目に多かったことが経済産業省が平成28年3月30日に発表した「平成27年工場立地動向調査（1～12月期）速報」でわかりました。前年から順位を1つ落としたものの、引き続き好調を維持しています。背景には、企業の設備投資への意欲がまだ高いと言える状況があります。

平成28年5月19日に内閣府経済社会総合研究所が発表した「機械受注統計調査報

告」の平成28年3月実績及び平成28年4月から6月見通しの中で、昨年1年間の機械受注についても発表されています。変動が大きい船舶と電力を除いた民需の受注額は10兆1,838億円と、前の年を4.1%上回って、3年連続でふえたようです。

また、平成28年5月11日に日本銀行前橋支店が発表した平成28年5月の群馬県金融経済概況では、「緩やかな回復基調にある」との総括判断を据え置き、平成25年12月に引き上げて以降の判断の据え置きが続いているとし、ここが大事なんですけれども、設備投資については「緩やかに増加している」だったものが、4月の発表から「増加している」に引き上げられ、5月も判断を据え置きました。

上毛新聞平成28年3月31日の記事によりますと、県企業誘致推進室は「企業の設備投資意欲は高い。今後も受け皿をふやす必要がある」とし、新たな用地確保に力を入れる考えを示しています。

参考資料としまして、お手元の資料2-1の②をごらんください。

県行政の産業経済分野の最上位計画であります「群馬県産業振興基本計画（平成28年度～平成31年度）」が、平成28年3月に県議会の議決を経て策定されましたが、これによりますと、真ん中のあたりです、分譲可能な産業団地は現状平成26年度では57ヘクタールで、これを平成31年度に100ヘクタールに拡大することを目標にしています。また、同計画によりますと、工場立地件数を現状平成26年度の63件を平成31年度に80件とすることを目標にしています。ちなみに、同計画では平成31年度までに大規模物流施設の立地件数を平成26年の14件から4件増の18件とする数値目標を立てています。

さて、この工業用地の選考基準については、約1年前の資料ですが、上毛新聞の平成27年7月28日の記事によりますと、この工業団地の候補地について県企業推進本部が決定した選定方針は、おおむね20ヘクタール以上、高速道路や幹線道路へのアクセスのよい立地環境などのようです。企業に選んでもらえるような場所で、選定後スムーズに事業化できる用地を選びたいようです。同記事によりますと、平成27年9月から県の担当者が各市町村を個別に訪問し、工業団地の立地に適した土地の選定を依頼しているようです。

このように、県の工業用地の選定が進む中で、都市計画マスターplanが前回の定例会、平成28年第1回吉岡町議会定例会で議決され、策定されました。同プランでは、駒寄スマートインターチェンジ西側が工業誘致エリアとして計画されることになっています。おおむねですが、この工業誘致エリアにおいては20ヘクタールほどの用地確保が見込まれ、隣接する駒寄スマートインターチェンジは大型車対応化が来年度末に予定されています。県のほぼ中央に位置し、他の幹線道路へのアクセスも良好であり、申し分のない好条件であると考えられます。もしこの候補地に駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エ

リアが選定されれば、工業誘致エリアの開発の加速、そして企業誘致に向けた取り組みの加速につながります。町のさらなる発展へ向けた大きなチャンスであると思いますので、ぜひ期待したいところあります。

お尋ねします。まず、これまでの県よりの打診等々について、これまでどのようなやりとりがありましたか。

また、都市計画マスターplanの策定がされたことにより、県への働きかけにも変化が出たと思うのですが、現在県への対応状況はどのように進んでいますか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 富岡議員のほうから、工業用地エリアの開発と県の工業用地選定に関してのご質問をいただきました。

平成27年8月に県の企業誘致担当部局の職員が役場に来庁し、平成29年3月を目途に県が検討している次期新規産業団地造成候補地の選定について説明を受けました。内容は、県の企業誘致推進本部幹部会での選定方針を初め、企業誘致の受け皿となる産業団地の在庫面積が近県に比べて少ないことに触れ、県としては長いスパンでよりよい候補地を選定できるよう、前倒し訪問したとのことでした

その中で、県に対し、町としては都市計画マスターplanの改定を通して町の土地利用全体を見渡した見通しを立て、エリアごとのどのような手法をとっていくかを検討し、優先順位の高いエリアから規制をかけていきたい旨を伝えました。

現在の県への対応状況ですが、都市計画マスターplanの策定はまさに工業誘致エリアを明確にお示しできる材料として、これ以上ないものであり、今後企業誘致の実現に向けて、県への働きかけを進めていきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 関連するところでお尋ねします。県の候補地選考において、同等の条件を持ち、競合すると想定される対象は幾つかあると思いますが、それら競合の予想対象に対して、吉岡町がより候補地としてふさわしいとすべき強みは何であると考えていますか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町の候補地は、その立地面に最大限の強みがあると思われます。駒寄スマートインターチェンジの大型化はもちろん、国道17号、吉岡バイパス、高崎渋川線バイパス及び南新井前橋線バイパスの広域的幹線道路の4路線に加え、上武国道や関越自動車道などの高速交通網へのアクセスのよさと、交通結節点の一つとして物流のメリット

など、立地的優位性を前面に打ち出したいと考えております。また、議員ご存じではございますが、東京から100キロメートルという立地条件にも恵まれている地域ではないかなというように思っております。また、候補地は工業団地を構成するには最低限必要な特別高圧線、都市ガス、工業用水、上水道などのインフラ整備が進んでいることも大きなメリットと捉えているところでもあります。

議長（岸祐次君）富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君）わかりました。

質問を進めます。

お尋ねします。現地の調査、つまり工業誘致エリアの現地調査は進んでいるのですか。例えば確保できる用地の具体的な数字、現在の土地利用状況、地権者の確認などはどうですか。実施されていない場合は、いつごろから調査を開始する予定ですか。

議長（岸祐次君）石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君）この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸祐次君）高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君）現地調査におきましては、新規産業団地造成候補地における開発面積、おおむね20ヘクタール以上の一団の土地が確保できることが条件となっており、町として提示している面積はおおむね19ヘクタール強としております。

現在の土地利用状況についてですが、皆さんご存じのとおりまだ田畠の状況となっております。

地権者の確認については、細かくはできておりませんが、所有者についてはおおむね90名程度となっております。

今後、文化財の状況や農業用水など地下埋設物の把握を含め、さらに調査を進めていきたいと考えております。

議長（岸祐次君）富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君）質問を進めます。

お尋ねします。町として、県に対する積極策はありますか。

また、候補地になったことの想定、また候補地にならなかつた場合の想定はできていますか。

あわせて質問します。県の工業団地の候補地になった場合、用地の取得や開発はどのよ

うに行われると予想されますか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましても、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町といたしましては、都市計画マスターplanを初めとして、今後策定を予定しておりますアクションプログラム及び立地適正化計画策定を軸に県にアピールしていきたいと考えております。

現在は、候補地選定の初期段階であり、実現しなかったことまでは考えておりませんが、選定されるよう町としてもできる限りのことをしていくつもりでございます。また、候補地に選定された場合には、県と協調し、用地取得や優良企業誘致に向けた働きかけをしていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。

次の質問内容に移ります。

次に、町の企業誘致に関して質問します。

参考資料として、お手元の資料2-2をごらんください。

先ほど触れました「平成27年工場立地動向調査（1～12月期）速報」の「立地地点選定理由」（電気業を除く）によりますと、工場立地における立地地点選定に際して、事業者が「最も重視」もしくは「重視」した項目を見ますと、その多くを計画する工業団地の立地条件で満たせるのではないかと思います。東京から約100キロメートルの立地、高速道路の利用については抜群の条件であり、近接性に係る条件は満たせる場合が多いと考えられます。今後の工業誘致エリアの開発が進めば、工業団地であるという要素も満たせます。また、これら以外に東日本大震災、熊本地震においてサプライチェーンの寸断が大きな問題になり、企業の自然災害リスクマネジメントが注目される中で、比較的災害が少ないという要素も優良な条件になるでしょう。このように、吉岡町は企業誘致をしていく上で十分な強みを持ち、格好の立地条件にあると思います。

この企業誘致についてですが、県内で平成26年2月にETC車載器を搭載した全ての車種での利用が可能なスマートインターチェンジの供用が開始された高崎玉村インターチェンジに関するところですが、このスマートインターチェンジに接続した産業団地、高崎スマートインターチェンジ産業団地（仮称）は、平成28年1月26日の上毛新聞記事に

よりますと、高崎工業団地造成組合の同25日の公表で、進出する県内外8社が1次内定され、分譲する31.3ヘクタールのうち、今回は最大20ヘクタールを割り当てる予定です。これは雇用や税収増が見込めるなどを基準に選んだそうです。同産業団地では、2,500人から3,000人の新規雇用が期待されています。これは駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エリアと近い条件での成功例となるでしょう。うらやましい限りです。このように、企業誘致に成功していくれば、町の発展がさらに加速され、多くのメリットが受けられるのではないかと思います。

お尋ねします。町長はこの企業誘致のメリットについてはどう考えておられますか。また、企業誘致に向けて今後どのように取り組まれていくお考えですか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 企業誘致のメリットに関してということでお答えください。

企業誘致を行った市町村では、雇用の創出を初め、固定資産税などの地方税の増収が図られる一方、工場などにおいては上下水道などの使用料の増加を見込まれております。また、他からの人口の流入により、地域における購買力も増加し、商店などの売り上げ上昇や、住まいなどの需要増なども考えられるところもあります。特に生産年齢人口が年々減少していく中で、地域の就職の場が広がることになり、将来的な見地からも大変望ましいことだと思われます。当町においても、工業誘致エリアを都市計画マスターplanにうたっているとおり、今後優良企業の誘致に向けて受け皿づくりの計画を進めていきたいというふうには思っております。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 質問を続けます。

企業誘致に関しましては、ぜひ本社移転についても取り組んでいただければと思います。また、立地地点選定に対しては、国、地方自治体の助成も重視されています。

お尋ねします。まず本社移転がもたらすメリットはどのようなものが考えられますか。また、国、県の本社移転に対する助成としてはどのようなものがありますか。そして、町独自の助成については、今後のこととして現時点ではどのようにお考えでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本社移転のもたらすメリットについてでございますが、本社機能の移転が行われた場合、町といたしましては固定資産税を初め法人住民税等の増加が考えられます。その他、公共交通機関等の利用増加に伴う利便性上昇に伴う増便等が考えられます。また、本社周辺における飲食店や小売店の商業の発展、周辺住居の需要の増加など、さまざまな相乗効果が期待できます。

また、国及び県の助成措置の考え方の一例といたしまして、平成28年度より施行された地域再生法の一部改正により、企業の本社機能を地域に移転した場合や、地域にある企業の本社機能を強化した場合などの税制上のメリットを与えるとともに、地方税の優遇措置を講じた市町村への減収補填措置を行うなど、地方拠点強化が図られております。

県では、本社機能移転・拡充に対して独自の支援制度を創設しております。東京23区内からの移転支援制度といたしまして、いずれも着工前の県の事業計画等の認定が必要となります。建築物の不動産取得税を10分の1に軽減したり、移転した本社機能等に関連する法人・個人事業税を2分の1に軽減する制度等を設けております。そのほか、企業誘致推進補助金や企業立地促進資金などを本年度より制度拡充を行っております。

また、町といたしましては、企業誘致の整備基盤が整った段階で、企業誘致促進政策の充実及び整備の検討をしてまいりたいと考えております。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） わかりました。

この項目の最後の質問をします。

先ほどの「立地地点選定理由」（電気業を除く）の「地方自治体の誠意・積極性・迅速性」の項目について、これを重視したと回答した事業者が有効回答企業数759社のうち105社もありました。

お尋ねします。地方自治体の誠意・積極性という面での取り組みとして、トップセールスは大変有効な方法の一つだと思うのですが、町長はどのようなお考えをお持ちですか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関昭君発言〕

町長（石関昭君） トップセールスについてということでご質問をいただきました。

トップセールスは本当に大事なものだというように思っております。現在企業誘致のみならず多方面において、トップセールスによるPR活動は有効な宣伝方法であると思っております。今後はそれも含めて、これまで以上に県と連携をとりながら、本町の発展のために尽くしていきたいと思っております。

実は7月23日、24日に相馬市のほうから、大変吉岡町にお世話になったから、やつ

とお祭りができる状況になったからちょっと来てくれというような手紙をいただきまして、これもいろんな面でこれから友好を図っていくためには吉岡町のためになるなというようなことで、返信の言葉にぜひ出席させていただきたいということで、相馬市に行く予定になってしまいます。これも一つのトップセールスかなというようには思っております。それはなぜかと申しますと、我が吉岡町には直売所だとかいろいろなところがあるというようなことになれば、福島を通じてのものがこちらで販売できれば、いろんな面で友好関係が結べるかなというようなことで、行く予定になってしまいます。そういったことで、セールスについては日ごろ考えておりますので、これからも努力をしていきたいというようには思っております。

議長（岸祐次君）富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君）わかりました。

また、迅速性というのも大変重要な要素だと思います。同時期に複数の要素が絡み、それを同時進行しなければならないので、大変ハードな状況下にあるのではないかと思いまが、好機を逃すことのないよう、最善を尽くしていただければと思います。

県の工業用地の候補地決定までの時間は、もうわずかな期間しか残っていません。県の工業用地に選定されることが、吉岡町の工業用地の開発、その先の企業誘致への一番の近道だと思います。工業用地の開発への積極的な取り組みと、少しでも早い用地開発、そして企業誘致につながりますよう、精力的に進んでいただきたいと思います。

それでは、最後の項目の質問をします。

町の伝統芸能の保存・継承に係る課題に関して質問します。

先月、5月29日に溝祭獅子舞保存会により、船尾滝において11年ぶりに「雨乞い獅子舞」が行われました。その様子は、翌30日の上毛新聞の記事で取り上げられました。昔は田畠への水は天気次第でしたので、ひでりが続くとこのように船尾滝に上って雨乞い祈願をしたそうです。

また、5月15日には南下の大藪獅子舞保存会が明治神宮に獅子舞を奉納されました。初回の奉納が昭和40年だったそうで、今回はその初奉納から50周年を記念して行われたようです。私も今回の明治神宮奉納が収録された映像を見させていただきました。参拝していた多くの外国人がカメラを向けたり、大変興味深く見られていたのがとても印象的でした。

上毛新聞5月21日の1面では、このような地域に伝わる伝統芸能について取り上げられました。伝統芸能は、地域の人々に受け継がれてきた歴史のある財産で、地域の宝だと紙面でも表現されています。一方で、高齢化や後継者不足で存続が難しくなっている場合

が少なくないようです。途絶えたとしても復活できるように、映像での保存を行うところや、次世代に引き継いでいけるよう、多くの人に知ってもらうための企画や、地域の子供が参加しやすくなるような工夫をしているところもあるようです。

人口増が続き、多くの若い世代が移り住んでくる吉岡町です。私もこの町には新しく転入してきた者ですが、同じような新しく町に来てくださった皆さんにもこのような町の伝統芸能がどんどん紹介されていく中で、仲間に加わっていただけたら幸いです。そして、町としても地域の中で受け継がれている宝物である伝統芸能の保存・継承に対して、一步踏み込んだ取り組みをしていただければと思います。

お尋ねします。このような町の伝統芸能の保存・継承にかかわる課題については、町長はどのようなお考えをお持ちですか。

後継者不足は慢性的な問題ではないかと思いますが、どのように対応していくべきだとお考えですか。

また、町としての支援策としてはどのようなものを考えていますか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 富岡議員のほうから、町の伝統芸能の保存・継承に係る課題に関して質問をいただきました。

伝統芸能の保存・継承についてですが、現在吉岡町重要無形文化財として大藪獅子舞、下八幡獅子舞、溝祭三宮神社獅子舞、三宮神社太々神楽の4団体が指定されております。また、郷土伝統芸能団体としては、大久保屋台囃子、漆原東八木節、木戸八木節の3団体を含めて7団体に対しまして補助金を交付しております。

これらの団体への支援ですが、過去には宝くじ助成事業、群馬のふるさと伝統文化支援事業を活用して、「子ども獅子頭」「八木節やおはやしの道具」「はっぴ」「映像記録のDVD作成」などの支援を行っております。

問題となっております後継者不足ですが、有効な手だけではありませんが、子供たちが小学生のときに各団体で活動し、大人に成長したとき再び活動に参加できるかが問題ではないでしょうか。子供たちが大人へと成長したときに、ふるさとである吉岡に戻り、地域活動に参加できる環境づくりが重要と考えております。したがって、町の支援はもちろんですが、家庭や地域のきずなも必要ではないでしょうか。今後とも郷土伝承芸能を継承していくためには何が必要かを地域との連携の中で問題点を見出し、支援できることについて協力していきたいと考えております。

議長（岸祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番 (富岡大志君) わかりました。

次の質間に移ります。

小学校社会科においては、3・4年生では地域の発展に尽くした人物や地域の文化財を取り上げた学習、5年生では地域産業や伝統工芸を取り上げた学習、6年生では室町や江戸時代の文化を教材とした中での伝統文化に関する学習が行われているようですが、それらにあわせて、地域に伝わる伝統芸能について学ぶ機会や、町の文化財を実際に見学に行く機会もできるだけ多くつくっていただければと思います。

毎年4月の三宮神社の春祭りには、五穀豊穣、無病息災を願って、地域の伝統的な郷土芸能である太々神楽、溝祭獅子舞、大久保屋台囃子が奉納されますが、この3つについてDVDでの収録保存がされています。町の伝統芸能を知ってもらうよい機会になると思いますので、小学校の社会科授業でぜひ活用していただければと思います。

それでは、今回の一般質問の最後の質問をします。

お尋ねします。以前にこの町の伝統芸能を収録したDVDを社会科の授業の中で視聴する形で活用することを提案しましたが、その後どのような対応をされていますか。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長 (石関 昭君) この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長 (岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長 (南雲尚雄君) 地域伝承芸能を収録しましたDVDについては、先ほど町長がお答えしましたとおり、支援事業にてDVDの作成を行ったことは承知しております。

そこで、DVDを確認いたしましたが、映像時間が長いために、授業の1コまでの全編視聴は不可能であります。関連する映像の視聴ならば、授業に役立つというふうに考えております。

吉岡町の社会科の副読本の中に、地域伝承芸能を紹介しておりますので、この項目になったところでDVDの視聴をし、動く映像として活用すれば、伝承芸能に対するきっかけづくりに役立つのではないかと思い、早速既に両小学校へDVDを配付させていただきました。

議 長 (岸 祐次君) 富岡議員。

[1番 富岡大志君発言]

1 番 (富岡大志君) わかりました。できるだけ多くの機会を設けて、活用していただければと思います。これをきっかけとして、町の子供たちが、その保護者である若い世代の方たちが、町の伝統芸能により強い関心を持ってもらえることを期待します。何かきっかけがあ

れば、若い方、新しく町に転入された方にも関心を持つてもらえると思います。そして、この先ずっと町の方々の手によって受け継がれていくことを心から願うところであります。

それでは、まだ残り時間がありますが、全ての質問が終わりましたので、これにて1番富岡大志の一般質問を終了します。

議長（岸祐次君） 以上をもちまして、富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時29分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岸祐次君） それでは、会議を再開します。

---

議長（岸祐次君） 4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、安全・安心な町吉岡の実現に向けて、防災・減災の観点から町長の見解をお伺いしたいと存じますが、その前にこの4月に発生いたしました熊本・大分地震により、とうとい命を奪われてしまった方々とそのご家族に衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、私たちの暮らしている日本列島は環太平洋火山帯に位置していることから、地震も火山も多いことは周知のとおりであります。歴史をひもとけば、我が国は実に自然災害との戦いの繰り返しであったと言っても過言ではないわけであります。

平成23年3月発生の東日本大震災から5年がたち、東北など被災地を除いて地震への警戒心が少しずつ緩み始めたように思える昨今、今回中央構造線上の地溝帯沿いで内陸直下型の熊本・大分地震が発生いたしました。日本列島には、直下型地震を引き起こす約2,000もの活断層が至るところにひしめいており、県内にも大きな被害をもたらすと考えられる活断層が3つあるとの由、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくない我が国であるからこそ、遠方の災難であっても「あすは我が身」と考えて、平時からの備えが何より重要であると思われるのであります。

新聞報道によりますと、今回の地震では熊本県の3市2町で災害時に最も重要な役割を果たすべき防災拠点の役場庁舎が損壊し、また災害医療を担うべき病院や学校などの指定避難所が被害を受け、さらには農業用ダムや橋も打撃を受けるなど、広範囲にわたり支障を来しているとのことです。

国は、平成7年1月発生の阪神・淡路大震災を受けて、同年12月に耐震改修促進法を

施行し、その後平成16年10月発生の新潟県中越地震を初めとする幾多の地震発生を受けて、平成18年1月には改正耐震改修促進法が施行、平成19年1月に群馬県耐震改修促進計画が策定されたのを受け、吉岡町でも平成21年3月に吉岡町耐震改修促進計画を策定し、平成21年度から平成27年度までの計画期間における目標設定、公共施設の耐震化の推進と、民間施設の耐震化への支援等に鋭意取り組んでこられたものと理解いたしております。

そこで、町長にお伺いいたします。公共施設、特に仮設住宅設営用地としての八幡山公園グラウンド、町民グラウンド、上野田ふれあい公園を除く34カ所の吉岡町指定避難所の老朽化・耐震化対策の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、吉岡町耐震改修促進計画の中では明記されておりませんが、6カ所ほどある農業用貯水池の耐震強度は保たれていますでしょうか。耐震化対策が施されていない箇所についてのみお答えいただければと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 公共施設、特に吉岡町指定避難所及び農業用貯水池の老朽化・耐震化対策の進捗状況はということで、ご質問いただきました。

現在、グラウンドなどを除く吉岡町指定避難所34カ所のうち、町有施設建物の10カ所につきましては耐震化対策は済ませております。

その他の自治会所有の24カ所のうち5カ所につきましては、昭和57年度以降の建物になりますので、建設基準法の現行の耐震基準を満たしておりますが、その他の19カ所につきましては未確認になりますが、老朽化等の改修工事につきましては随時吉岡町集会施設等整備事業補助金にて対応しているところであります。

また、農業用水利施設であるため池6カ所については、耐震化に問題がないと点検済みであります。

議長（岸祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 19カ所がまだ対応されていないということですので、今後ぜひとも町のリーダーシップのもと、やっていただきたいと思っております。

次に、一般住宅における耐震化率はいかほどになりますか。吉岡町耐震改修促進計画では、耐震化率を目標値の85%とするために自然更新に加えて目標年次までに532戸の耐震化が必要であると算定していましたが、この数値は達成できたのでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 五十嵐議員、ため池のほうはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）  
では、先へ進みます。この件については、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 吉岡町耐震改修促進計画の改定を今年度予定しておりますので、議員お尋ねの一般住宅における耐震化率目標値に対する詳細な達成状況などについては、今後十分精査してまいりたいと考えております。

なお、平成25年に国が実施した住宅・土地統計調査の結果によれば、吉岡町の総戸数は7,970戸であり、計画策定時から耐震性がある新規住宅は1,231戸ふえたことになり、平成25年度末時点による自然増による耐震化率は69.9%となります。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） また、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた家屋で、耐震診断を受けた割合はいかほどでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 吉岡町では、平成22年6月から吉岡町木造住宅耐震診断派遣事業実施要綱を定めて実施しております。対象建物は、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または共用住宅で、住宅部分の床面積が2分の1以上のものとしております。

議員お尋ねのこの木造住宅耐震診断派遣事業の実績は、昨年度まで8件であり、それ以外の民間等で耐震診断が行われた家屋については把握をしておりませんので、今後確認していきたいと考えております。

吉岡町木造住宅診断派遣事業では、年間の募集戸数は3戸としており、昨年度までの予定戸数は18戸であったため、昨年までの実績は8戸であるので、達成率としては44%ほどにとどまっております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 達成率44%ということですけれども、そこでお聞きしたいんですが、耐震診断受診率、また耐震改修というものが低迷している原因はどこにあるとお考えでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの耐震診断受診率が低迷している原因についてでございま  
すが、群馬県の震災被害が全国的に見れば少ないとや、耐震改修に係る費用負担への不  
安などが推測されますが、詳細な分析等は今後計画策定等に当たりまして精査していきた  
いと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 耐震診断受診率の低迷原因は費用負担等があるということでお  
答えいただきましたけれども、耐震改修についても低迷しているわけですが、その辺も  
費用負担等がかかるんじゃないかなというように考えております。

それでは、耐震診断にかかる費用というのが基本的には無料となるということですけれども、その周知方法というのはどのように行っているのでしょうか。また、年間での無料  
診断対象戸数、先ほど町長少しお答えいただいたんですけども、対象戸数というのはどれくらいになっているんでしょうか。なお、前橋市では耐震改修の際に上限を80万円と  
して費用の半額を補助するなど、県内21市町で補助金制度を設けているようですが、吉  
岡町の現状はどうなっておりますでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） お尋ねの耐震診断の周知方法でございますが、吉岡町木造住宅耐震診  
断派遣事業は年2回、町の広報で周知を行い、また町のホームページではいつでも閲覧可  
能な状態となっております。今年度につきましては、5月の広報で周知したところ、今  
ところまだ申し込みはない状況でございます。

また、耐震改修費の補助制度について、今のところ吉岡町にはございませんが、今後周  
辺市町村の動向を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

また、年間の対象につきましては、先ほど町長のほうからございましたとおり3戸とい  
うことで、計画してございます。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 2015年2月の消防庁調査報告書によると、群馬県内で災害時に対策本部などが置かれる防災拠点の市町村庁舎96棟のうち、耐震性が確保されているのは52棟、54.2%と、全国平均の68.1%を下回っているという事実を重く受けとめ、行政は郷土の安全神話を疑い、災害が起きることを前提に、危機意識を持って行政運営に臨むことが肝要であり、また町民一人一人が自分の身はまず自分で守るといった自助の精神を涵養していくことが極めて大切であることをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

各自治体における地域防災計画は、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年1月15日、法律第223号として制定された災害対策基本法第42条の規定に基づき、各自治体防災会議が作成することを義務づけられているものであります。

災害時要援護者対策については、これまで国としては平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、市町村にその取り組みを周知してきたところであり、吉岡町地域防災計画では第1編第2章第22節に災害時要援護者安全確保計画を掲げ、平成21年8月作成の吉岡町災害時要援護者避難支援プラン及び平成22年2月26日訓令第4号吉岡町災害時要援護者名簿登録制度実施要綱に基づき対応してきたところであると認識いたしております。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割で、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、他方で例えば消防職員、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となってしまいました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法の改正においては、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の避難行動要支援者名簿作成を義務づけること等が規定され、内閣府では平成25年8月に避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取り組み指針」を策定・公表しております。

そこで、町長にお伺いいたします。これまでの希望登録制から作成が義務づけられた避難行動要支援者名簿についてでありますが、昨年12月議会での村越議員による「要援護者登録人数は」との一般質問に対し、町長は「要支援者の登録人数（希望者数）は65名、名簿記載率は町人口に対して0.3%であるが、災害対策基本法の改正により、災害時要援護者支援制度から避難行動要支援者制度へと変更となり、支援範囲が広がったことから、名簿の見直しをし、各消防、各自治会等に協力をお願いするよう作業しているところでもあります」とお答えになっておりましたが、あれから約半年がたち、避難行動要支援者の

名簿登載者数はいかほどになりましたでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 名簿の登録者数は、亡くなられた人や警察、消防関係等とも登録状況を共有するための同意が得られず、登録に至らない場合もあり、現在58名になります。名簿の見直し、新規登録につきまして、随時自治会等にお願いしているところでございます。

また、名簿の登録に至らない方など、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などにつきましては、民生委員、児童委員さんを通じまして、安心カード、緊急連絡先や持病といったかかりつけ医を記入されたものになりますけれども、そちらのほうの作成や、日ごろからの見守りをお願いしているところでございます。

現在、町といたしましても障害のある人や高齢者など支援の必要な人の登録に向け関係各課、関係機関と協議・検討をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 現在、名簿登載者数は58名とのことでございます。ぜひこれはスピード感を持って、町主導で取り組んでいただければありがたいと考えております。

北海道の斜里町では、一連のこういった変更を受けて、このような斜里町避難行動要支援者避難支援プランを作成して対応しているようでございますが、吉岡町でも同様のプラン作成の計画はお持ちでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 避難行動要支援プランは作成されておりませんが、今後支援の必要な人の登録に向けて検討していく中で、作成について検討していきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） まだ未作成のようでございます。こちらのほうも、ぜひスピード感を持って、新しい変更内容を受けた内容のものにしていただければと思います。

吉岡町地域防災計画では、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画に關し詳細

にわたり検討された様子がうかがえ、大変心強く思っているところでもあります、この計画が絵に描いた餅とならないためには、やはり防災模擬訓練や総合訓練を実施し、多々出てくるであろう諸課題に十分な検証・検討を加え、必要に応じて改善や解消に努めるなどして、より実効性のある防災計画としていくことが肝要であることをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担う存在であり、災害時に人や物、それに情報等といった資源が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画（B C P : Business continuity plan）を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要であるとの思いから、内閣府では平成22年4月に「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引とその解説」を策定し、地方公共団体における業務継続計画の策定促進を図ってきたところであります。しかしながら、消防庁調べによりますと市町村における業務継続計画の策定状況は平成25年8月現在で策定済みはわずか13%にとどまっており、特に人口の少ない小規模な市町村ほど低位な傾向にあるとのことであります。

吉岡町地域防災計画においても、第1編第2章第20節の防災知識普及計画の中で、事業継続計画（B C P）の策定という項目があり、「町は事業継続計画の策定を検討する。さらに定期的な教育・訓練・点検等の実施を通じ、計画の評価・検証等を踏まえた改定に努める」としております。特に、主要な業務がコンピュータ化されている現在、コンピュータのデータが破壊されたり、アクセスできなくなると、町役場の業務は停滞してしまうことから、情報通信技術、いわゆるI C T部門の業務継続計画については、自然災害発生の前からガイドラインづくりが進められ、情報部門のバックアップ体制の構築が求められております。民間企業においても、東京本社のデータセンターや本社機能の一部を北海道に設置するといったことが行われております。

総務省でも、「地方公共団体におけるI C T部門の業務継続計画策定に関するガイドライン」等を公表し、いざというときに備えた業務継続計画をつくるよう促しておりますが、そこで町長にお尋ねいたします。吉岡町にあっては、業務継続計画（B C P）の現状はどうなっておりますか。また、今後継続的にどのように改善していくか、お考えをお持ちでしょうか。お聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長（石関 昭君） この質問につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長（小渕莊作君） 私のほうから、情報部門に係る業務継続計画、いわゆる I C T 、 B C P についてお答えさせていただきます。

総務省が示しました資料等を参考に検討は行っておるところでございますけれども、現時点では未策定となっております。

災害時の対応につきましては、ある程度の動きの想定はなされておりますけれども、明文化されたものではないため、町民生活課が策定している町業務継続計画との整合性をとりつつ、策定に取り組んでいきたいと考えております。

なお、策定を行っていく中で非常に重要となるのは電源の確保でございますけれども、町施設において非常用発電装置が設置されている施設はございません。自然災害はもちろん、人為的または事故等により役場及び関係施設への商用電源供給が停止した場合、電子機器を利用して行っている全ての業務は停止してしまうのが現状であります。役場の機能を維持するには非常に多くの電力量が必要となるため、それを補う規模の装置となると金額が高価になることはもちろん、また設置場所についても検討は必要となります。今後は計画の策定を進めるとともに、非常用発電装置の設置についても防災部局、管財部局とともに検討していきたいと考えております。

また、データのバックアップにつきましては、現在住民基本台帳等の基幹系システムにおける住民情報などのデータは、委託業者であります株式会社ジーシーシーのデータセンターに保管されており、副本に当たるデータは町電算室の障害用サーバーに保管されております。

町とデータセンターは外部からアクセスできない専用線で結ばれております。データセンター側では、物理的なメディアを用いて毎日バックアップがとられ、また障害用サーバーには前日までのデータが保存されております。万が一データが壊れたとしましても、少なくとも前日までのデータには復旧することが可能となっております。

また、何かしらの原因によりデータセンターとの通信が行えない場合は、町に設置してある障害用サーバーに接続することで照会業務と諸証明発行業務については行うことができます。ただし、更新業務は行うことができません。

委託業者のデータセンターは、吉岡町を含む他の自治体のデータも保管しております。堅牢な建物で、非常用電源も完備しており、災害への対策は十分なされていると認識しております。

また、戸籍業務においては、通常自治体が正本を保管し、近接する管轄法務局等で副本を保管しております。

東日本大震災の際、複数の自治体において自治体が保管する戸籍の正本が滅失し、管轄法務局等で保存されていた副本により戸籍を再生しましたけれども、副本を保存する法務

局等も同時に被災する可能性もあったわけでございます。そのため、平成25年より全国の自治体が保管する戸籍データをLGWANと呼ばれる行政専用ネットワークによりまして全国2カ所の戸籍副本データ管理センターに保管する仕組みが法務省により構築されております。吉岡町に係る戸籍の副本データについても当該センターで保管されており、センター間ではお互いのバックアップもとっております。万全の体制がとられていると認識しております。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島繁君発言〕

町民生活課長（中島繁君） 業務継続計画につきましては、災害発生時に行政機能が低下する状況においても行政サービスの維持をしなければならないため、優先度の高い業務から順次業務を再開し、行政機能が回復するまでの計画を作成するものでございます。

現在、各室から職員1名を集め業務継続計画を検討する委員会を立ち上げ、各課各室で検討を重ね、検討委員会で検討しているところであります。今後さらに検討を進め、なるべく早い時期の策定を考えているところでございます。

また、策定された業務継続計画につきましては、必要に応じ見直しを行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（岸祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） るる詳細にわたりご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ただ、業務継続計画の策定という面では、まだのようであります。こちらのほうにあっても、やっぱりスピード感を持って対応していただければありがたい。もしその際に有効活用していただければありがたいんですけども、平成27年5月、内閣府で作成した市町村のための業務継続計画作成ガイド等もございますので、そういうものもぜひ有効活用して、早急に対応していただきたいことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

先月のJ新聞に、「木造家屋を緊急点検 高崎市」との見出し記事が載っておりました。熊本地震の犠牲者の多くが倒壊した家屋の下敷きになって亡くなつたことを踏まえ、高崎市では市内全域を対象に昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた2階建て以下の木造家屋などを対象に、緊急点検をこの6月以降集中的に実施することになりましたが、けさのJ新聞によると昨日6日から開始したそうでございます。この背景には、木造住宅の耐震化がなかなか進まない現状があり、この点では先ほどの「吉岡町における一般住宅の耐震化率はいかほどか」との私の質問に対するお答えが物語っているように、我が吉岡町とて同じ状況ではないかと考えます。

そこで、町長にお尋ねいたします。吉岡町においても旧耐震基準で建てられた木造家屋の緊急点検を実施すべきかと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員お尋ねの旧耐震基準で建てられた木造家屋の緊急点検について、吉岡町では実施しておりませんが、旧耐震基準で建てられた家屋等への対策としては、住宅または共用住宅を対象とした木造住宅耐震診断者派遣事業を平成22年度から実施してきています。この事業については、診断者が設計図書などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いか、また倒壊する可能性の有無などについて診断を行うものであります。今後は、この事業の年間募集戸数の拡充や、議員ご指摘の緊急点検についても検討していきたいと考えております。

議長（岸祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） せひともそのようにお願いいたしたいと思います。町長には、大規模災害発生時、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するという最大の責務が付与されていることを考えるとき、平時より災害発生を前提に危機意識を持って諸事に対応していくことを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

町では、吉岡町地域防災計画において避難誘導体制の整備の中で警報等伝達整備として警報及び避難勧告または指示の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災無線、安心メール、広報車等の整備を図ると明記しており、現に防災行政無線の設置状況にあっては、戸別受信機を世帯ごとに貸し出し配付し、屋外受信機は町内13カ所に設置済みであり、伝達手段としては一応整っているものと認識いたしております。しかし、昨年12月議会でやはり村越議員が一般質問を行っておりましたが、現状では吉岡町の防災行政無線は非常に聞き取りにくく、ストレスさえ感じてしまうほどで、非常時の伝達手段としては不十分なものと言わざるを得ないわけですが、執行部側の答弁でその理由を説明していたいところでもあります。

町当局としても、この問題を解消すべく、防災行政無線施設のデジタル化事業に着手し、本年度の当初予算に実施設計のための費用を計上したところでありますが、そこで町長にお尋ねいたします。防災行政無線のデジタル化完了をいつごろと見込んでいるのか。また、完了後は当然聞き取りにくさという点では解消されるものと考えますが、全体としての性能向上はどれくらいのところを考えておられるのか。渋川市の防災行政無線の屋外受信機は、現状でも吉岡地内にいても非常に聞き取りやすく、ストレスを感じることなど全くありません。

また、現状では屋外受信機の設置箇所は13カ所ですが、人口増の町吉岡にあつては、道の駅よしおか温泉や吉岡バイパス沿いの大型ショッピングモールなど不特定多数の人が集まる場所にも設置していく必要があると感じますが、お考えをお聞かせください。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 防災行政無線をデジタル化することにより、雑音は減少すると聞いております。現行のものより聞き取りやすくなると思われます。また、今年度実施設計を行う予定でございます。実施設計の中で、電波の受信状況等も調査し、屋外受信機の設置場所や個数、再送信設備等につきましても検討していく予定でございます。

設置工事につきましては、29年度から33年度の5年間を予定しております。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） いずれにいたしましても、どこにいてもストレスなくしっかりと聞き取れるデジタル化防災行政無線システムの一日も早い稼働を思い浮かべながら、次の質問に移させていただきます。

次は、自主防災組織の中心的役割を果たす防災士の育成についてであります。

最近の災害は、何の前ぶれもなく突然に発生する地震であったり、はたまたゲリラ豪雨と言われる異常集中豪雨や竜巻といった異常な自然現象、そして異常降雪などと呼ばれておりますが、このところの地球温暖化現象により、それはむしろ異常ではなくて通常の現象なのかもしれません。そうしたときに頼りになるのが自主防災組織と防災士の活動ではないでしょうか。

日本は古来より災害大国であります。しかし、先人たちはその都度互いに助け合いながら乗り越えてきた歴史があります。近時においては、平成23年3月発生の東日本大震災や、平成26年11月発生の長野県白馬村での大地震を経験する中で、住民同士の助け合いの意識が災害時の被災者支援において有効に機能することを証明してくれました。同じ地域に住んでいる者同士が仲よく助け合い、共同意識を高めるために、自治会や自主防災組織の果たす役割は大きくなっていると実感できます。

台風の通り道もあり、活火山の桜島を抱える鹿児島県では、平成17年度から地域防災推進員養成講座を始めましたが、これは地域の防災リーダーを育て、自主防災組織の立

ち上げや育成を進めてもらうことを狙いとしておりました。

平成16年の新潟県中越地震では、防災士の方が住民の避難を指揮する区長の支援に回り、停電の中、発電機や投光器を稼働し、地区の約250人にはけがもなかつたそうであります。

このように、自然災害時の自主避難など、被害を小さくする自主防災組織の役割はとても大きく、公的機関の援助の手が差し伸べられるまでは地域にいる人が対応する共助が重要だとされております。

平成17年の福岡西方沖地震で被害を受けた福岡市でも、その後防災士の養成事業を始めたそうであります。最近では、隣の渋川市でも自主防災リーダー養成講座を始めたとの記事が先月のJ新聞に載っておりました。

吉岡町でも、自主防災組織が全自治会に立ち上げられようとしている今、自主防災組織の機能を強化していくためにも行動を起こすべきかと考えます。自主防災リーダーの養成講座の開設など、防災士の育成について町長の所見をお伺いいたします。

なお、今現在、町役場において防災専門員として活動している職員は何人おりますでしょうか。あわせてお聞かせください。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 現在、多くの自治会で自主防災組織を立ち上げていただいておりますので、町といたしましても自治会の防災関係の講座、講演等の開催に向けて検討を進めているところであります。

また、防災士につきましては、現在県外での研修のみ行われておりますが、県において今後県内の防災士の研修会等を開催し、防災士を育成することを検討されていますので、動向を見ながら、町といたしましても県の研修会等があれば住民の皆様に周知し、防災士の増加につなげたいと考えております。

現在、町職員においては防災専門職員はありません。一言に、防災士は自助・共助・協働を原則として、防災のための十分な意識と一定の知識・技能を習得し、社会のさまざまな場で防災力を高める活動を行う、日本防災士機構に認証されている人をいいますが、その登録者数は28年4月末時点で群馬県では649人と聞いております。

現在、東京を始めとして県外での研修が行われておりますが、県においては今後県内の防災士の研修会等を開催し、防災士を育成することが検討されているようありますので、動向を見ながら、町といたしましても県の研修会等があれば、住民の皆様に周知して、防災士の増加につなげたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番 (五十嵐善一君) 一たび大災害が発生すれば、被災した自治体では職員が忙し過ぎて各種対応にも影響が出てしまう事態は、今回の熊本地震でも繰り返されております。職員数は平時が基準の上、職員自身が被災すれば人手が足りなくなるのは当然であります。そんな事態を解消するためにも、一つには地域住民の力を自主防災組織という形で、また防災士として活用できるようなシステムを、町長のリーダーシップのもと構築していただけることを期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

防災・減災の観点からの最後の質問は、吉岡町防災ガイドの周知度についてお伺いいたします。

この件に関しては、昨年3月議会での山畠議員の質問に対し、執行部側から「世帯全員に、全体に配っておりますので、広く周知されていることと事務局また町では感じております」との答弁をいただいたところであります。大分疑問が残るものと考えます。そもそも吉岡町防災ガイドなるものを配付しただけで広く周知されていることを感じているとの答弁に、危機管理意識の希薄さを感じざるを得ないのであります。

コンパクトにまとめられた本ガイドは、すばらしいできだと私も思います。平成26年3月発行の本ガイドは、当時どれくらいの部数を用意されたのでしょうか。平成26年3月1日現在の町人口は2万333人、世帯数は7, 114戸であったと思いますが、世帯全員に配付ということは2万333人に配付したということでしょうか。

そこで、あえて再度お尋ねいたします。吉岡町防災ガイドの周知度はいかほどとお考えでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長 (石関 昭君) この件につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長 (岸 祐次君) 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長 (中島 繁君) 昨年の3月議会での答弁において、「世帯全員に、全体に配っております」との発言ですが、「全世帯に配っております」との意味での発言でございます。深くおわびし、訂正させていただきます。

吉岡町防災ガイドにつきましては、全世帯に配付後、転入者につきましては転入手続時に配付しております。26年度につきましては、在庫不足に伴い、消防団の詰所の移転等の変更を加え、3, 000部増刷して、転入者等に配付したものになります。

また、町のホームページにも掲載し、いつでも見ることができるよう周知を図つているところでございます。

今後につきましても、一層の周知を図るため、周知方法等を検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 「仏つくって魂入れず」ということわざがございます。本ガイド、町民の皆様に有効活用していただくためには、今中島課長からもご答弁いただきましたが、やはりこれを有効活用できるような手立てを考えていくことも必要だと思います。ぜひとも執行部側のさらなる対応に期待いたしまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

普通会計決算における平成25年度市町村財政比較分析表によると、定員管理の状況で吉岡町は人口1,000人当たり職員数が4.49で、類似団体82カ所中1位と最も少ない職員数であります。このことは、とりもなおさず職員1人当たりの負担割合が多いということでもあり、時間外勤務の増加にもつながるとともに、健康管理問題や住民サービスの低下を招きかねないなど、さまざまな問題を含んでいいると考えられます。

町では、事務事業の見直しを行うとともに、効率的な組織機構編成や人員配置、民間委託の推進等により、一層の定員管理の適正に努めるとしておりますが、それとともにやれることとして、職員の力量アップ、執務能力の向上策があるのではないかと私は考えます。

一方、これから的地方自治体は住民に身近なところでそれぞれの地域にふさわしい独自の施策や行政サービスを提供していかねばならないわけで、そのためには福祉、環境、安全・安心、まちづくり、土地利用、産業振興、内部管理、情報、財務会計・監査等、多岐多様な専門職員が必要となります。これらの各分野に共通した法的問題や地域の独自施策を法的に設計し、構築する法務能力を備えた専門職員も不可欠であります。

また、地方公務員法第39条第1項では「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない」とし、同条第3項では「地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする」と明記されております。

そこで、町長にお尋ねいたします。以上のようなことを踏まえて、1つ目として吉岡町における現下の職員研修制度はどのようにになっておりますでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 五十嵐議員のほうから、現下の研修制度はどのようにになっているかということでご質問をいただきました。

現下の職員の研修制度についての質問ですが、吉岡町においても県下の町村と同様に町

村職員研修基本計画に基づき実施しております。研修制度は、大きく分けて職員の階層別の研修と、能力開発のための職員の希望により参加可能な研修の2つがあります。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 職員の階層別研修には、群馬県町村会主催の新規採用職員研修を初めとしまして、勤続6年から9年目の職員を対象に実施する一般職員研修、また係長に昇格した職員を対象に実施する係長研修、そして課長に昇格した職員を対象に実施する課長研修がございます。職員の階層ごとに必要な知識を習得するための研修が実施されております。

能力開発のため、職員の希望により参加可能な研修の種類には、人材育成・OJT支援研修、業務改善・組織運営研修、政策形成研修、コミュニケーション研修、能力向上研修、通信による研修である自己啓発支援の6種類、受講可能な研修数は平成28年度につきましては19の研修が用意されております。

総務政策課が所管する平成27年度の研修の参加実績についてでございますけれども、4つの階層別職員研修に13名、能力開発のための職員の希望により参加可能な研修には11の研修に15名参加しております。合計しますと、15の研修に28名が参加しているわけでございます。

また、各所属ごとでもその職務において必要な知識を習得するための研修などは、その所属を所管する群馬県庁などの各部門において行われております。職務に直結する研修ですので、その所属に配属された職員のほとんどが参加している状況であると思われます。

以上です。

議長（岸祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの答弁によりますと、研修内容のほうは充実しているというふうに受けとめられると思います。

お答えいただいた中で、次の質問でお尋ねしようとしたことの回答も入っていたように受けとめられますが、2つ目の質問として、みずから的能力を開発しようとする職員に対して何らかの援助をしてはいかがと考えております。例えば民間ベースの研修とか、セミナーの受講、あるいは自治体法務検定試験の受験を奨励する、または特定の目的を持って放送大学等への入学を希望する職員に学費を援助する等々、いろいろあろうかと思いますが、こうした職員の能力を開発するための施策について町長はいかがお考えか、先ほどの答弁と少しダブりますけれども、お気持ちをお聞かせ願えたらと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 先ほどの質問でもお答えしましたように、現在においても受講可能な研修は数多く用意されているわけでございます。普通の研修である階層別研修と、希望により受講する能力向上のための研修をうまく組み合わせた中で、今後も職員の能力向上を図っていきたいと考えておりますけれども、希望により受講可能な研修につきましては、職員が日ごろの業務をこなした中で参加することになります。吉岡町においては、人口増と地方分権などによる業務の増加により、職員が日常業務をこなすことで精いっぱいということで、研修に参加できる余裕のない状況も中には見受けられています。職員の能力向上を図るためには、その職員のやる気なども重要な要素だと思いますけれども、業務に支障なく研修に参加させるため、組織として今後も適正な配置に努めていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） さまざまな希望制の能力向上研修等もやっておられるということで心強く思っております。いついかなるときにも、住民目線で考え、行動できる、そして進取の気性に富んだ職務執行能力の高い職員であふれる我が吉岡町のあすを想像しながら、持続時間大分ありますけれども、私の全質問を終わらせていただきます。

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時とします。

午前1時43分休憩

---

午後 1時00分再開

議 長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議 長（岸 祐次君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9 番（坂田一広君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、上下水道に係る施策についてを質問いたします。

上下水道に関しましては、新水道ビジョンについてを質問いたします。

厚生労働省は、今般、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの水

道ビジョン、これは平成16年に策定され、平成20年に改定されたものでありますけれども、これを全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した新水道ビジョンを策定しました。そこで、この新水道ビジョンに基づき、町の上水道に係る施策について何点かお伺いするものであります。

まず、この新水道ビジョンの中で「安全」「強靭」「持続」、この3点を重要事項として掲げているわけでございますけれども、この一つ一つについて質問するものであります。

まず最初に、安全な水道についてでございますけれども、新水道ビジョンによると、「安全の観点から見た水道の理想像は、水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内及び給水装置における水質保持や飲用井戸等の衛生対策が徹底されることにより、全ての国民がいつでもどこでもおいしく水を飲めることである。さらに、世界と比べても類を見ない高度な管理と良好な水質を保持しており、水質の向上に努力していかなければならぬ」としております。そこで、何点か以下に示すような状況を実現していることが理想であるとしているわけであります。

それぞれ言ってみますと、まず水道水の水質は最新の科学的知見、高度化された浄水処理により、水道の規模にかかわらず浄水場から給水栓末端に至るまで十分に管理されており、住民にもその情報は公開されている。

水道事業の広報、情報公開が進み、科学的な安全性と、水道事業者と住民とのコミュニケーションにより醸成された水道への安心と信頼が築かれている。

流域の工場や施設、農業用地などにおいて、化学物質の排出や排水等の管理に十分な注意が払われ、水道水の取水に影響のない水源管理が行われている。

取水はできる限り上流から取り入れられ、浄水処理の継続的なモニタリングが行われるとともに、放射性物質の混入のおそれに対してもリスクを軽減する体制ができており、水源水質の変動の影響を受けにくいシステムが構築されている。

小規模な浄水場等の水道施設にも、水質に応じた必要な水準の浄水施設が導入され、広域的な水質管理体制のもと、規模にかかわらない水道水の安全性が確保されている。

水道の需要量の減少を受け、水源の統廃合が行われる場合には、水質の良好な水源が優先的に選択され、取水・配水系統の再編や配水管網の再構築と相まって、水道システムの改善が図られている。

専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の定期検査や管理が確実に行われ、設置者の徹底した管理により安全性が確保されている。

小規模な自家用の未規制施設、飲用井戸の台帳が全ての市町村で整備され、定期検査と管理が確実に行われ、安全性が確保されている。

給水装置の安全性が高まり、給水工事に関する事故が大幅に減少している。

このような今の具体なことが、まず安全な水道について求められるとしているわけあります。この点について、町の現状と課題についてお尋ねするものであります。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 坂田議員のほうから、新水道ビジョンについて、特に安全な水道についてご質問をいただきました。答弁させていただきます。

平成25年3月、厚生労働省が策定した新水道ビジョンは、人口減少社会の到来や、東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応し、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示し、目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を示したものであります。

本町の水道事業は、昭和38年12月に計画給水人口8,600人の事業認可を受け、水道施設の建設を行い、昭和40年10月に給水を開始いたしました。以来、昭和46年の水道事業経営変更、4度にわたる拡張事業を経て、平成27年3月、計画給水人口2万2,000人、計画1日給水量1万2,800立方メートルの現在の第5次拡張事業の認可を受け、水道事業の経営をしているところであります。

水道は、生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つであるとともに、おいしい水、安心・安全な水道水を町民の皆様に安定的に供給することが水道事業者に課せられた何よりの使命であると考えております。

水道水の水質基準は、水道法に基づく「水質基準に関する省令」により定められております。良好な水質を保持し、町民のもとに運ぶことは容易ではありません。水源の保全、老朽化した施設の更新、設備の高水準化に取り組んでいくことが必要不可欠であります。

本町では、第5次総合計画並びに水道事業の第5次拡張事業計画に基づき、施設の整備・更新を行い、安全性の確保、維持管理の質的向上を図っているところであります。

質問の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 水道事業では、安全・安心な水を供給するため、原水及び浄水の水質基準検査について毎年度水質検査計画を策定し、年間を通して定期的に水質検査を実施しています。

町の検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質の管理上必要であると判断した項目について、原水と浄水の2つの区分で検査を実施しております。水道原水については、町内の水源地7カ所で年1回の全項目検査、月1回定期的に行う省略検査を実施、浄水に

については4つの浄水場の配水系列にある水道管の末端蛇口4カ所で年1回の全項目検査、並びに月1回定期的に行う省略検査を、吉岡町水質検査計画に基づき、適正に実施しております。また、浄水場や配水池では、1日に1回、残留塩素、色、濁りの3項目について、試薬と目視による日常管理を行っております。

昨年度の水質検査の結果についても、浄水は全て国の定める基準値内であり、管理計画や水質検査結果についても町のホームページで公表しております。

水源施設に関する管理については、1日に1回、現地での取水状況の確認をしています。水源などの統廃合については、水需要の動向を見ながらの課題であり、状況に応じ調査・研究をしていきたいと考えております。

最後に、給水工事にかかわる事故については、給水装置に接続する器具などの改良が進んでいることから、器具そのものの事故についてはほとんど報告はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは次、強靭な水道について質問いたします。

水道ビジョンによると、強靭の観点から見た水道の理想像というのが掲げられております。これは、「老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率は維持もしくは低下し、施設の健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することにより、自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道が実現され、水道施設が被災した場合であっても迅速に復旧できるしなやかな水道が構築されること」であるとしております。具体的には、以下の状況が実現されることが理想であるとしているところであります。

その以下の状況というのは、水道施設の健全度が低下しないよう定期的な診断・評価が行われ、適正に施設更新が維持されており、全国の基幹管路、浄水場、配水池の全てが、電気・機械・計装設備も含めて耐震化されている。また、基幹管路以外の管路や給水管についても適切な材質や仕様が採用され、耐震性が向上している。

耐震化された施設においては、当該箇所で想定される最大規模の地震動を受けたとしても、施設の機能に重大な影響が及ぶことなく、水道水の供給が可能となっている。

水道管路が適切に更新されることにより、配水管等の損傷がほとんど発生せず、断水や濁水が発生しない水道が構築されている。

東日本大震災での津波被害の経験を踏まえ、水道施設の移転改築や津波に洗掘されない管路の工法の選択等、災害対応力の強化が図られている。

施設や設備を含め、事業運営の標準化や調整が進み、異なる事業者間での設備の融通や

共同発注、備蓄、事業効率、危機管理体制の充実が図られている。

災害時や緊急時において給水するため、配水池容量や応急給水設備、給水車等が確保され、必要最低限の飲料水や生活用水が供給できる体制が構築されている。

近隣及び遠隔地の事業者と相互応援協定が結ばれ、災害時や緊急時の給水体制が整備され、効果的な訓練が行われているとされております。

この強靭な水道について、町の現状と課題についてお尋ねするものであります。

なお、津波被害に関しましては吉岡町では想定されないことから、答弁を求めるものではありません。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

[上下水道課長 笹沢邦男君発言]

上下水道課長（笹沢邦男君） 吉岡町の上水道は、町民のライフラインとして欠くことのできない重要な基盤施設となっております。

水道事業の基幹となる施設ですが、事業認可を受けた創設期、昭和40年代や50年代に布設された水道管などが多く残っており、老朽化による漏水事故の発生による道路の陥没など、安全性が危惧され、更新が急務となっております。老朽化した施設を更新することは、新水道ビジョンで示されます「強靭」な施設の構築に向けての重点事項だと認識しております。

災害に強い水道施設に向けての考え方ですが、これまでその時々の必要性や緊急の度合いに応じて、基幹施設の管路の耐震化工事、更新工事を行ってまいりました。基幹施設では、平成17年度、南下地内に築造した第3浄水場、平成19年度、南下大藪地内に築造した第2浄水場配水池については、大規模な地震でも健全性を損なわない耐震レベル2に相当する施設となっております。

しかしながら、昭和50年代に建設された上野原浄水場や、上野田地内にある第1浄水場などの基幹施設は、老朽化も進み、満足する耐震レベルにはございません。

ご家庭に水道をお届けする主要の配水管は、布設がえ工事により徐々に耐震化を図り、耐震適合性がある管路の割合を高めている状況であります。

石綿管を主体とする一部老朽管については、防衛省補助である「相馬原飛行場等周辺水道助成事業」の採択をいただき、昨年度、老朽管布設がえ工事の実施設計、本年度から平成32年度までの5ヵ年間で補助率2分の1、総事業費約4億7,000万円、布設管延長1万1,981メートルの老朽管布設がえ工事に着手し、管路の耐震化を図っていく予

定です。

基幹施設の耐震診断については、これまで未実施でしたが、今年度実施いたしました水道事業アセットマネジメント策定業務委託において、基幹施設の簡易診断を行い、健全性について確認をする予定です。

備蓄関係につきましては、車載用給水タンク1基、ペットボトルなどの災害用の飲料水の備蓄はございません。今後、最低限の応急給水を行う資機材の確保ができるよう、検討する必要があると感じております。

また、近隣事業者との相互応援については、平成21年12月に災害緊急時応援給水に関する協定書を渋川市水道事業と締結し、災害時や緊急時の給水体制が整備をされております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ただいまの課長の補足答弁の中にありました上野原浄水場と第1浄水場が耐震構造を満たしていないということでありますけれども、将来的にどのように考えていくか、その辺を伺えたらと思います。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） ただいまの件に関しましては、大変莫大な資金もかかるということで、今後水道の事業管理者でございます町長と相談をしながら、町長の指示に従い進めていくたいと考えております。以上でございます。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） また、先ほど答弁の中でアセットマネジメントを行うということでございましたけれども、アセットマネジメントを行っていくためには、施設情報というのが電子化されて管理されるということが大変重要だと思いますけれども、施設情報に関する電子化というのはどれくらい進んでいるんでしょうか。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 施設の電子化についてなんですが、基本的にはテレメーター装置というものは現在設置をしているんですが、全体的に満足いくというものではございませんので、そんな関係もありまして、本年度、アセットマネジメントということで資産、それから運営等の管理を模索しながら、今後の検討課題としていきたいと思います。以上でございま

す。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、水道サービスの持続についてを質問いたします。

新水道ビジョンでは、持続の観点から見た水道の理想像というのも掲げております。これは「給水人口や給水量が減少した状況においても、料金収入による健全かつ安定的な事業運営がなされ、水道に関する技術・知識を有する人材により、いつでも安全な水道水を安定的に供給でき、地域に信頼され続ける近隣の事業者間において連携して水道施設の共同管理や統廃合を行い、広域化や官民連携等による適正な事業形態の水道が実現することです」としております。以下に示す状況が実現されることが理想であるとしております。

以下の状況というのは、まず水道の必要性、健全な水道事業のあり方が住民に理解され、合理的な施設規模と水道料金の設定により、安定した事業経営が実現している。

地域の主要な水道事業者を中心として、事業者間の広域化等の連携が実現し、僻地や島嶼地域の水道を含め、経営的、技術的に持続可能な運営体制が構築されている。

小規模な簡易水道等においては、給水地域の合理化により、経営効率を高める工夫がなされるとともに、運搬給水に代表される多様な給水形態が確立し、全ての住民に安全な水が必要量供給されている。

地域の状況や見通しを踏まえ、多様な形態で住民に水が供給される体制が構築されている。

官民連携がより一層進展し、水道事業に精通する職員が適切に配置され、地域に根づく水道サービスの信頼を支えるとともに、人員の確保と育成が計画的に行われている。

危機管理体制を確保しつつ、情報通信等の最新技術を活用し、遠隔管理による水道施設の運転の合理化・無人化が進み、スマートメーター等の導入で住民の生活様式に合った合理的な料金徴収体制が構築されている。

水源の安定性の確保、緊急時の水源確保に対応するため、広域連絡管の整備が進み、水道事業者間の流域単位での水融通や、流域間での水融通も可能となり、渇水や事故時にも安定して水道水を供給することが可能となる。

貴重な水道水源を保全する意識が高まり、水源流域内の土地の所有や利用が十分に管理され、水道水源の保全活動等の取り組みを積極的に行っている。

徹底的な資産管理を実施し、管路や構造物、機械・電気設備を適切な時期に計画的に補修・更新し、水道施設を起因とする事故の発生を抑制して、安定供給の信頼性が大幅に向

上している。

水道施設は、地球環境に配慮し、また経営効率を高めるため、位置エネルギーを最大限

利用した構造や配置となっている。また、ポンプ等の機械・電気設備はより一層の省エネ化が図られ、水道施設で使用する資機材や浄水発生土等の循環利用も積極的に行われている。

水道事業者、民間事業者のそれぞれが水道に携わる人材の育成を計画的に進め、それぞれの専門性を有する人材が確保されている。

水道事業者と民間事業者が連携して、世界の水事情に恵まれない地域に対して大規模な水プロジェクトが進められており、その改善活動による国際貢献が世界中に評価され、日本の水道が全世界に信頼され、確固たる地位を確立している。なお、水道事業者は国際貢献を通じて組織力、職員の技術力について継続的なスキルアップを図っている。

これが理想像であるとされております。この点について、町の現状、課題についてお伺いするものであります。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員から、水道サービスの持続性の確保についてということで質問をいたしました。

水道サービスの持続性の確保についてですが、水道事業の経営に当たっては企業の経済性を最大限發揮するとともに、公共福祉の増進が基本であり、原則であると考えております。

これまで民間企業への業務委託による経費の節減や、料金収入の確保と町民の利便性を両立したコンビニ収納などに取り組み、健全な経営に努めてまいりました。しかしながら、基幹施設の耐震化の更新などの事業を抱え、多額の費用が必要とされることも事実であります。

人口減少と節水型社会の進行で、全国的に水需要は減少傾向にあります。県内1位の人口増加率を誇る吉岡町ですが、料金徴収の対象となる有収水量は依然横ばい傾向が続き、今後も水需要の大幅な伸びは見込めない状況とも考えております。

多額の資金を必要とする施設の更新では、活用できる補助金などは最大限活用し、財政的負担の少ない施設整備に努めてまいりたいと考えております。

経営基盤の強化、健全経営を堅持するため、本年度、水道事業のアセットマネジメント策定に取り組んでいます。策定の目的は、現有資産の状態や健全度を適切に診断・評価し、自己認識をした上で、中長期の更新需要の検討と、財政収支を踏まえた更新財源の方策など、確かな事業計画と財政計画を定め、効率かつ効果的な水道事業のライフサイクルの実践を示すものとして、将来を見据えた水道サービスの持続性の確保に努めてまいりたいと考えております。

皆様からいただく水道料金の設定や、事業運営に欠かせない職員のスキルアップや育成、新たな技術を活用した施設管理の導入などは、取り組むべき今後の大きな課題とも考えております。

アセットマネジメント策定による資産管理の現状分析を踏まえ、十分認識した上で、課題の整理を行い、水道事業の運営に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 水道事業ビジョンについてをお伺いするものでありますけれども、厚生労働省では新水道ビジョンにおいて水道事業者等や都道府県の役割分担を改めて明確にし、水道事業者等の取り組みを推進するため、水道事業ビジョン、これは別な呼び方では地域水道ビジョンとも呼ぶそうでございますけれども、この策定を推奨しているところであります。県内の町村においては2町が策定済みということで、厚生労働省のホームページには載っておりました。町はどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関昭君） 水道事業のビジョンということで、よろしいでしょうか。

現在の社会情勢については、少子高齢化、環境問題など、大きな変革期を迎えております。水道事業を取り巻く環境も、この10年ほどで大きく変わってきました。節水意識の高まり、節水型機器の普及により、水需要の低迷、そしてまた人口増加が続く我が吉岡町においても例外ではありません。水質管理の強化や、老朽化した施設の更新、危機管理体制の強化など、多くの課題に対応していく必要があると思っております。

平成25年3月に厚生労働省が策定した新水道ビジョンは、我々水道事業者がみずからのビジョン、すなわち事業の未来像を作成し、その内容の実現に向けた取り組みを積極的に推進することとしております。第5次吉岡町総合計画の基本目標として、本年度策定するアセットマネジメントによる現状分析を踏まえ、現状と乖離することのない吉岡町の水道ビジョン作成に取り組むことは、町水道事業の責任者として重要なことだと考えております。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 長期的視野に立ったこの水道事業ビジョンについて理解が示されているということ、いつまでにつくりなさいよということは、長期的なビジョンなわけありますからなかなかできませんけれども、そういう方向でやっていただければと考えております。

続きまして、下水道に係る施策についてを質問いたします。

災害対策についてであります。

まず、浸水被害についてを質問いたします。

近年、ゲリラ豪雨等の発生によって、下水道における浸水被害というものが多く見受けられます。町ではどのような対策をとっているのでしょうか。お伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 吉岡町における下水道は、公衆衛生の確保、水質保全など、町民の生活にとって重要なライフラインの一つであると思っております。

万一の災害では、一刻も早い下水処理の機能回復が求められることは当然だと思っております。本来であれば、何より被災しない構造などとすることが理想ではありますが、発生確率が低い大規模災害まで、完全に対応可能な施設とすることは、予測の可能性や費用効果の観点からも現実的とは言えないと思っております。

吉岡町の下水道整備においては、守るべき機能は確保した上で、それ以外の機能については重要度・優先度に応じて迅速な復旧を図り得るよう整備を進めているところであります。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 局地的な豪雨による浸水被害の一つに、マンホールや汚水ますのふた穴からの浸水が多くございます。比較的経費のかからない対応として、マンホールのふたは受け枠と固定される自動ロック式、汚水ますは鍵穴に差し込む浸水防止用のキャップなどの設置を進めているところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 先ほど課長の答弁にありましたその対策というのは、大体何%ぐらいのところでやられているか、もし数字が挙げられるのであればお願ひしたいと思うんですけども。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 大変申しわけございませんが、現在手持ちの資料がございませんので、後でお知らせ等させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番 (坂田一広君) それらの対策というのは、計画的にその範囲を広げていく方向でやっているんでしょうか。どういう方針でやっているのかお伺いしたいと思います。

議 長 (岸 祐次君) 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長 (笹沢邦男君) これらの計画についてでございますが、この対策については基本的に下水道の整備区域ということで行っておりますので、吉岡町でありますと農業集落排水のエリア、公共下水道のエリアということで、このエリアに限って対策を行っているところでございます。以上でございます。

議 長 (岸 祐次君) 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番 (坂田一広君) それでは、次の地震対策について質問いたします。

まず、下水の地震対策というのは目に見えない部分であるけれども、公衆衛生等の観点からすると後回しにできない問題でもあります。町はどのような対策をとっているのかお伺いしたいと思います。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長 (石関 昭君) この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長 (岸 祐次君) 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長 (笹沢邦男君) これにつきましては、地震対策等も含めてということでよろしいでしょうか。

それでは、下水道管やマンホールなどの下水道施設の耐震対策については、平成13年11月、群馬県通達「下水道管渠の耐震対策について」により、群馬県の耐震対策の方針が定められ、平成15年度に耐震設計の基準を整備し、設計に適応している状況でございます。

耐震設計では、下水道管やマンホールなどの管路の耐震対策として、外力に対してできるだけ柔軟な構造で外力を分散させるなど、耐震性向上の具体的対策法が示されております。

マンホールなどの構造物の設置においては、管路とマンホールの接続部にゴム製の可撓接ぎ手を施し、自在性を保たせるなどの施工で対応している状況です。

また、液状化に伴う構造物の陥没、浮き出しが、こういったものについては耐震設計の判断において吉岡町は液状化の心配が比較的少ない地盤であるとの報告から、特別な

対策はしておりません。

以上、補足説明にかえさせていただきます。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 近年の大規模災害を見ると、避難所のトイレ状況というのが非常に劣悪であるというような報道がなされております。災害時の避難所にマンホールトイレの設置ができないでしょうか。お伺いします。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） マンホールトイレの設置でございますが、下水道に直結するということで、震災時の断水などでトイレの使用が困難となることは当然想定されます。

トイレの確保については、ライフラインの確保の観点でも重要な対策でございます。下水道に直結したマンホールトイレは、避難所などで有効な施設であると聞いております。今後、関係機関と相談をしながら、調査・研究を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、先ほど五十嵐議員から一般的な役場の業務についてのB C Pということで質問がありましたけれども、下水道においてもB C Pを早期に策定すべきではないかと私は考えるわけですけれども、町の考えを伺いたいと思います。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 下水道のB C Pということでございましたが、これにつきましては先ほど申し上げました災害時のマンホールトイレ等との関連性もございます。そういう災害の復旧計画というんですか、こういったものを総合的に含めて、今後調査・研究ということで当たりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、町設置型合併処理浄化槽についてを質問いたします。

個人が設置する合併処理浄化槽では、その管理が設置した個人に任せられているため、適正に管理されない場合があります。3月議会で飯島議員が質問されたように、上野田の農業集落排水が公共下水に接続できれば、それがベストだと思いますけれども、そのようなことになるまではどうしても上野田地区なども合併処理浄化槽で対応していかなければな

らないということありますけれども、ここで個人設置型の合併処理浄化槽は適正な管理という面で若干不安があると。これは国の資料なんですけれども、法定検査は使用開始後3カ月から8か月後に実施される7条検査というのと、毎年定期的に実施される11条検査というものがあるそうでございますけれども、この法定検査の受検率というのが合併処理浄化槽では48.5%という数字が出ているようでございます。そういうことで、適正に管理がなされていないというような現状もあるようでございます。

そこで、町が設置するような合併処理浄化槽を考えられないか、お伺いしたいと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 市町村みずから浄化槽を設置し、維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業ですが、県内でもこの事業を導入している市町村はまだ一部と聞いております。

汚水処理未普及の計画的な解消のためには有効な手法の一つと思っていますが、議員の質問にもありました財政的な負担増加と事務作業量の増加なども懸念されると思っております。

先進的な市町村ではPFIの手法を採用するなど、民間活用に成功している例もあると聞いております。今後、十分な調査・研究をし、管理者でありますことから適切に判断をしてまいりたいと思っております。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 大変な費用がかかるということで、町設置型は今後の研究課題ということでございましたけれども、今町長の答弁の中にもありましたけれども、例えば三重県の紀宝町ではPFI方式でこの事業を行ったということでございますけれども、この効果としてVMF、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払いマネーに対して最も価値の高いサービス、バリューを供給する考え方であり、従来の方式と比べてPFIのほうが総事業費としてどれだけ節減できるかを示す割合を示すそうです。これによりますと、紀宝町の場合は11年間で約1億8,000万円の経費削減がPFIを導入することによって図られたようでございます。ぜひともいろんな意味で調査・研究を行っていただいて、町の下水処理が適正に行われることを望みまして、下水に関する質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、3番の大同特殊鋼（株）渋川工場から排出されたスラグが町発注工事で使用されていた件について質問するものでございます。

インターネット版産経ニュースの平成28年4月26日の記事によると、鉄鋼メーカー

大同特殊鋼（名古屋市）が渋川工場から出た有害物質を含む廃棄物、鉄鋼スラグを不正に処理したとして、群馬県警が26日に廃棄物処理法の疑いで同社などを書類送検する方針を固めたことがわかったという報道がありました。

また、続きましてインターネット版東京新聞の平成28年5月15日の記事によりますと、鉄鋼メーカー大同特殊鋼の渋川工場から有害物質を含む鉄鋼スラグが出荷され、県内工事で使われていた問題で県は13日、新たに公共工事で100カ所、民間工事で48カ所使われていたことが判明したと発表したと。このうち、フッ素などが環境基準を超えていたのは計8カ所であったと。道路や駐車場の舗装工事で主に使われていた。いずれも周辺地下水への汚染は確認されておらず、県の担当者はすぐに健康に影響を与えるような数値ではないと説明した。公共工事で新たに環境基準を超えるスラグの使用が確認されたのは、渋川市と榛東村、中之条町。県によると、各自治体で大同側と協議し、処理や復旧工事などを進めていく。新たな判明分は、県が廃棄物処理法違反の疑いで同社を告発した昨年9月以降、県内市町村などが調査してことし3月までに結果が出たもの。公共工事で使用が確認されたのは、これで325カ所となった。ただ、民間工事も含めてスラグの使用が確認されたものの環境調査が終了していない場所も多く、県の担当者は「今後も全容解明を進め、速やかに公表したい」と話したということでございます。

町のホームページを見ますと、渋川工場から出たスラグが町の中でも17カ所使われていたというようなことで公表されております。中でも南下古墳公園で使用されているスラグと土壤に、土壤環境基準等の超過があるというようなことで公表がなされております。

そこで、まず調査の現状と今後の見通し、これから17カ所以上にふえることはないのかも含めてお伺いしたいと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 坂田議員のほうから、大同特殊鋼渋川工場から排出されたスラグが町発注工事でということで、質問をいただきました。

大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出された鉄鋼スラグにつきましては、平成27年9月11日に町に対しまして県から、同工場から排出された鉄鋼スラグに由来する建設資材の公共工事等における使用状況の調査依頼があり、町が発注しました工事につきましては調査を実施し、結果17カ所の使用が確認されました。町では、平成28年1月6日に町内8カ所の井戸水調査を終え、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物について基準値を超えたところがないことを確認いたしました。

今後の対応については、平成28年1月6日に工事関係者、各課と協議し、平成28年1月22日に大同特殊鋼株式会社の担当者と協議し、調査費等の費用負担を求め、同年1

月28日に状況把握のため具体的な調査内容等の協議を始めたところでもあります。

該当箇所につきましては、現在状況の把握のため調査を進めているところでございます。

17カ所につきましては、5月20日に町のホームページにより公表しているところでございます。

今後につきましては、県の環境部局と連携し、助言や指導を受けながら対応していく予定であります。

詳細につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島繁君発言〕

町民生活課長（中島繁君） 町の発注工事での使用箇所につきましては、県によります立入調査や聞き取り調査によりまして、また工事関係書類等を調査し、現在確認された場所が17カ所になります。新たな資料、調査などにより、使用箇所が確認される場合もあるかと考えております。以上になります。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、17カ所からふえる可能性もあるということですか。この環境調査が全て終わるのは、どれくらいの期間を見込んでいますか。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島繁君発言〕

町民生活課長（中島繁君） 調査につきましては、個別の箇所によりまして今調査会社と打ち合わせをしている段階でありますので、はっきりいつまでということは答えることができません。以上です。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 現在までに何カ所、その調査が終わっているんでしょうか。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島繁君発言〕

町民生活課長（中島繁君） 現在、調査が終了しているものにつきましては南下古墳公園の1カ所になります。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、今調査が終わっているのは南下古墳公園であるということですございますけれども、南下古墳公園に関しましてはもう明らかに環境基準等を上回る数

値が出たということで、今後、費用負担も含めてどのような対応をとっていくのかお伺いしたいと存じます。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島繁君発言〕

町民生活課長（中島繁君） 状況把握のための分析調査によりまして、基準値を超えた場合につきましては他の自治体などでは撤去や被覆、適切な管理などが検討されているようでございます。町では、県の環境部局の指導を受けながら対応をしていきたいと考えております。

また、土壤汚染が確認された場合は、県が周辺の飲用井戸の水質調査等を行い、地下水の汚染の有無を調査することになります。

費用負担につきましては、町が大同特殊鋼株式会社と調査費や対策費用、管理費などについて協議し、大同特殊鋼株式会社が負担するという基本協定を締結しているところでございます。

以上になります。

議長（岸祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 飲料水にかかわるような問題ですので、適切にやっていただきたいと、このように考えます。

では最後、用地等の管理について質問するものであります。

滝沢川河川管理用道路についてを質問いたします。

滝沢川河川管理用道路、これは下野田地内でございますけれども、夏場になると雑草が大変繁茂しているというような状況があるわけであります。町として何とか対応できないものかお伺いしたいと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関昭君登壇〕

町長（石関昭君） 滝沢川河川管理用道路についてということで、ご質問いただきました。

町内の河川の管理についてですが、現在町内の自治会などの7つの団体が県の河川愛護団体として町内の河川の清掃、草刈り、空き缶拾い等を実施していただいているところでございます。その活動に対しまして、大変ありがたく思っております。

また、河川管理者である県に対しましては、現場の状況に応じた樹木の伐採や管理用道路の除草を依頼し、河川管理に取り組んでおります。

町といたしましても、河川管理者である県と連絡を密にし、地域の皆さん、自治会、町行政が一体となって良好な河川環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

今後の河川の清掃については、地域住民の皆さんのご協力をお願いしたいと考えており

ます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） なかなか自治会で対応できないような部分については県でやっていただきたいというような……、確かに地元の住民がそういったことに協力するというのは非常に大事なことで、下野田地内以外、例えば小倉なんかはそういうことで草刈りがよくなされているということは重々承知しているわけでありますけれども、そうでない場合というのは県にお願いできないかというふうにも思うわけでありますけれども、もう一回この点について答弁をお願いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） もちろんこれは県が管理する川であるということは私も認識をしております。そういった中におきまして、先ほど申し上げたとおり、議員もおっしゃるとおり、小倉自治会、そしてまた明治米麦等北部営農機械化組合などで1年を通して河川の清掃をやっていた大いにいる。場所によっては地域の方が全部出て、幾らかお金が出るというようなことでやっていた大いにいることも議員も承知だと思います。そういった中におきましては、この管理は県でするということですので、そういったことはしっかりと県のほうに報告したいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 時間を残しましたけれども、私の一般質問を以上で終わりにさせていただきます。

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を14時20分とします。

午後1時55分休憩

---

午後2時20分再開

議 長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議 長（岸 祐次君） 15番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして3点質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、先ほど坂田議員が質問したものと同じであります

て、大同特殊鋼のスラグ問題についてであります。

昨年9月、県は廃棄物処理法違反で大同特殊鋼を告発しました。また、渋川工場から出た鉄鋼スラグに環境基準を超えた有害物質が含まれていた問題で、群馬県警は4月、産業廃棄物処理法違反、委託基準違反などで大同など法人3社と各社の役員5人を前橋地検に書類送検しました。

スラグは、鉄を精製する際に発生する副産物で、県によると大同はスラグに環境基準を超える有害物質、フッ素あるいは六価クロムが含まれていることを知りながら出荷、販売以上の金額を販売管理名目で支払う逆有償取引で販売をしていました。

この毒入りスラグが吉岡町で大量に使用され、人体に影響があるのではないかと心配もされております。報道によりますと、また町のホームページでも、吉岡町の多くの場所で使用されているようあります。先ほどの坂田議員の回答でも把握をしているようありますけれども、これは町が独自にやった部分、これが全てなのかどうなのかというのと、あと国道17号バイパス、それから渋高線、ここでも大量にスラグが使われているということが、国土交通省あるいは群馬県の調査で明らかになっております。

まず、その中でどの程度町が把握しているかについてお尋ねをするものであります。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員のほうから、大同特殊鋼のスラグ問題について質問をいただきました。坂田議員と重複する部分があろうかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

今回のスラグ問題につきましては、製鋼過程で副産物として排出される鉄鋼スラグは、建設資材として使用され、平成15年にフッ素等の土壤溶出量及び土壤含有量に係る指定基準を設定した土壤汚染対策法が施行されました。基準値を超えた鉄鋼スラグが路盤材など土壤と接する方法で使用され、施工箇所の一部で基準値を超える土壤汚染を生じさせている問題で、町といたましても住民の健康に悪い影響が生じないように対応しなければいけない事案であると認識をしております。

また、町発注の工事につきましては、県の立入検査、聞き取り調査、書類等の確認などによりまして、使用の有無を調査してまいりました。その結果、現在町発注工事で使用が確認された工事場所は17カ所になります。

現在、土壤環境基準でありますフッ素の土壤溶出量基準は1リットルにつき0.8ミリグラム以下、土壤含有量基準は1キログラムにつき4,000ミリグラム以下であるか、また六価クロムなどにつきましても、状況の把握のため調査を進めているところであります。

調査会社につきましては、公正性の観点から吉岡町競争入札執行制度審査委員会に諮問

し、業者を決定しております。その結果、調査が終了しました 1 カ所につきましては、鉄鋼スラグ及びその下の土壌に基準値を超えるフッ素が検出されました。また、六価クロムなどについては基準値以下となっております。

この場所につきましては、鉄鋼スラグ混合碎石が露出している駐車場になるため、使用禁止しております。基準値を超えた場所につきましては、県に報告し、周辺の飲用井戸の地下水調査を県が実施することになります。

今後の対応につきましては、状況の把握のため調査を進め、県の環境部局と連携し、助言や指導を受けながら対応していく予定でもあります。

詳細につきましては、担当課が 4 課に分かれておりますので、各担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 現在、町の工事につきまして使用が確認された 17 カ所につきましては、道路改良工事や下水道工事に伴います道路の路盤材として使われているところが 10 カ所、構築物の基礎に使われているところが 6 カ所、駐車場の敷き砂利として使われているところが 1 カ所になります。

地区別の内訳につきましては、小倉地区が 3 カ所、上野田地区 4 カ所、下野田地区 5 カ所、北下地区 1 カ所、南下地区 4 カ所になります。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 教育委員会が把握している中では、平成 21 年度まちづくり交付金事業、南下古墳公園整備工事の駐車場整備をしたところ、鉄鋼スラグ混合材が使用されていることが判明しました。

この駐車場整備工事は、地表面から 210 センチメートルの碎石を敷いたものです。他のスラグ問題の箇所より早く調査をいたしましたのは、鉄鋼スラグ混合材が露出しているためであり、調査の結果報告が届いたのが 5 月 24 日でした。

場所につきましては、八幡山運動グラウンドの拡張部の南、古墳公園の中にあります大きな駐車場が該当しております。

以上です。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 産業建設課における使用箇所については 7 カ所になります。先ほど町民生活課長の話の中にありましたとおり、町道における舗装の下層路盤として使われてい

る箇所が北下東部に1カ所、南下大藪地内に2カ所、上小倉地区に1カ所、それと上野田上町にございます農業用水の貯水池の第1貯水池と第2調整池の周りにありますコンクリートのたたきですね、その部分の下の基礎にそれぞれ2カ所使われております。残りは上野田の上野原地区にある林道、水沢上野原線及び井出入線の落石防止柵の脇にあります擁壁の基礎部分に用いられております。以上です。

議長（岸祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上下水道課発注工事につきましては、9つの工事が該当しております。

内訳につきましては、水道事業発注1工事、下水道事業発注8工事でございます。なお、下水道事業発注8つの工事ですが、公共下水道事業にかかる工事が6つ、農業集落排水事業にかかる工事が2つとなっております。

初めに、上水道対象の工事について説明を申し上げます。

内容につきましては、小倉地区、小倉3万トン沈澱池内に実施いたしましたトンネル原水調節栓築造工事の1カ所でございます。

次に、下水道事業でございますが、公共下水道で平成18年から平成25年にかけて行いました小倉地区と下野田地区の区域で実施した公共下水の管路、それからマンホールを設置する管渠工事です。

農業集落排水の工事1つにつきましては、平成11年に実施しました農集排の管渠工事です。農集排2つ目につきましては、平成21年度実施の小倉地区汚水処理施設の建設工事で、炭化施設内の汚泥受け入れピットの設置について使用したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） お尋ねしますけれども、それぞれのところで使われたということなんですが、そもそも設計はどのようにになっておりましたか。RCの40-0を使ったのか、それともバージン碎石だったのか、その指示はどうだったのか。先ほど有害のスラグが発生したと、こここのところは本来の指定の設計の材料は何だったんですか。最初からスラグ混合碎石だったんですか。どういうことだったんですか。ここをはっきりしてもらわないと。

議長（岸祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 駐車場の路盤材でありますけれども、当初設計はRC40-0。ただし、鉄鋼スラグ混合材は基準を満たしていれば路盤材として使用できるということが

確認されております。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 同じく、設計のほうは40-0という指定になっておりまして、（「RC」の声あり） はい、RCです。以下同じです。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上下水道課につきましても、設計で再生碎石ということで指定をしております。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 先ほども出ていましたけれども、土壤汚染対策法、それから産業廃棄物処理法の中で、スラグというのは最初から、さっきRCで使ったんだから問題ないという話をしていましたけれども、そうじゃないですよね。スラグというのは、群馬県は何で告発したんだと思っていますか。ここにはスラグは入らないんですよ。群馬県が何で告発したか、そこを確認してください。どうして告発したのか。

そもそも群馬県が3社を告発したのは、スラグは廃棄物んですよ。そしてこれは2011年から2016年に29万トンのスラグをRCとして使ったんですよね。再生碎石として使えるんだと。しかし、スラグは廃棄物だと。ここでしょう。群馬県はスラグは廃棄物だと。廃棄物処理法違反でこの3社を告発したんですよ。だから、本来は使えないものを使えるようにしちゃったんです。そこに問題があるんですよ。今業者の言い分は、この3業者が結託してだましたことだから、それはだまされたほうはやむを得なかつたということで、それは置いておきましょう。

しかし、今分析をしていると。分析機関に出て。本来こういう分析というのは、厚生労働省が示しているところがあるんですね。どこでも分析できればいいんじゃなくて、こういう鉱物の分析というのは国がちゃんと指定しているところがあるんですね。そういうところで調査するほうが、よりまともなんです。だから、どこでも調査会社に出すんじゃなくて、ちゃんと環境省に指定されているところへ、さっき町長が競争入札で出しているということでしたけれども、競争入札も大事なことなんでしょうけれども、同じ競争入札をするのであれば環境省が指定している業者でないと、やっぱりちゃんとした分析はできないんです。信頼性の問題だと思うんですけども。

それと、もう1点なんですけれども、どういう調査方法で調査したかが問題なんですよ。今教育委員会で南下公園の石を採取して調査分析にかけたらそれを上回っていたと言うん

ですけれども、これは後で聞きます、基準の何倍の汚染度だったのか。

というのと、下水道の課長が言っていましたよね、放射能汚染があったときに汚染がありましたと。その汚染された、とよから落ちてきたところがうんと汚染されていますと。こここのところを今袋に詰めて、まぜるなというんで別々にしてありますよね。原発で汚染されているわけですから。だから、同じなんですね。これはまぜることはならんと。まぜたら薄まるから。でも、原発での汚染土は絶対まぜちゃだめなんですよ、絶対だめなんですよ、まぜられないんですよ。まぜれば薄くなるから、それはどこかにまくことも可能だろうと。こういう考えだった。それは覚えています。そういう説明をここでしていました。これも同じなんですね。このスラグも、RCというのは要するに今やっているのはスラグといわゆる一般のリサイクルコンクリートをまぜているんですよ。まぜて、これは中央混合所って佐藤工業がやっているんですけども、そこまでまぜて、売っているんですよ。まぜているから、これではかればぐっと薄いんです。だけど、これは環境省はまぜちゃだめなんだと。はかるときは別々にやりなさいというふうに言っています。産業廃棄物はどこまで行っても産業廃棄物ですから、ほかのものとまぜることはだめですよと言っていますから。それはさっき私が例に出した核のごみと同じなんですよ。原発のごみと同じなんですよ。本来まぜちゃいけないんですよ。それをまぜて売ったことが廃棄物処理法違反で今告発を受けているわけなんですよね。見れば、ちょっと目の肥えている人ならわかります。いわゆるRC40の中に、これがコンクリートかスラグかと。見ればわかりますよ。その拾ってきたスラグを分析にかけなきやだめなんですよ。ほかのものと一緒にませたら、それは薄くなるに決まってるんですよ。だから基準値以下でしたから安全ですよ。それはないんです。だから、以後はそういう形での分析をしていただきたいというふうに思っていますけれども、どなたが答えるもいいんですけども、ぜひそういう形での分析をお願いしたいと思うんですけども。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長（石関 昭君） 私の一番最初の答弁で、私の言い方が悪かったのか何なのかちょっとわからないですけれども、今言った公正性の観点から吉岡町競争入札執行制度審査委員会に諮問してやったということ、これは指名入札したわけではございません。これは今議員がおっしゃるとおり、この会社なら国の指定を受けているところですよというところで選定をさせてもらったと。それにはやっぱり吉岡町にこの入札制度で入っている会社が適当だろうということで判断していただいたということでございます。

そういうことで、今議員のほうから事細かに鉄鋼スラグのことについてご説明をいたしました。まさにそのとおりかなと私も思っております。私の早合点かちょっとわかり

ませんが、スラグは産業廃棄物だということは私も認識をしております。そういった中にいて、ちょっと聞いた話ですけれども、それが的確であるかわかりませんが、いわゆる鉄鋼スラグを何%、そして普通のスラグを何%ませれば使用できるんだというような勘違いをしてやったのが現状ではないのかなというように私も認識はしております。ですから、町が指定したRC40ということであるならば、これは使用してもいいよというようなことで町のほうはそういった設計をやったのではないかなというように私は認識をしております。ですから、あくまでもスラグについては有害物であると、いいやつと悪いやつをまぜればちょうどよくなるというような間違いがどこかであったのかなというように私も思っております。そういった中におきましては、今議員がおっしゃるとおり、いいやつと悪いやつを両方合わせてやっても薄まるんだからあれなんだということですけれども、先ほど言わわれたようにこれから調査をするところもあろうかと思ひますから、そういったことは町としては頭に入れながら調査をしてもらうというように思っております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それから、どこが担当になるかわかりませんけれども、町民生活課か、環境、福祉になってくるとそっちの課長の出番になるかもわかりませんけれども、要するに今問題になっている六価クロムとフッ素の毒性について、どの程度皆さんのが承知をしているかということで、早く片づけなければならないとか、まだもう少し置いてもいいんじやないかと、そういうふうになると思います。でも、皆さんこの六価クロムとフッ素がどういう毒物なのか、人体にどういう影響を及ぼすかということを承知している方はどなたかいらっしゃいますか。

議長（岸祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島繁君発言〕

町民生活課長（中島繁君） フッ素化合物につきましては、飲み水等として摂取したりしますと歯の色が変わってしまうようなものだとか、六価クロムにつきましては発がん性が疑われるだとか、そういったことは承知しております。また、環境省の環境基準の数値につきましても、70年ぐらい継続して摂取した場合にそういった体に悪い影響を及ぼすというようなことで、そちらのほうの数値が設定されているということで認識をしております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） うんと甘いですよね。本当に甘い。というのは、去年の10月なんですが、吉岡町の文化センターで東京農工大学の渡邊 泉さんという方が来まして、環境毒性学の日本の第一人者と言われている人なんですけれども、私どもは前から問題になつ

ていたものですから、スラグの毒性について、スラグそのものについて勉強会をしました。フッ素の毒性というのは、前はフッ素は歯に塗るんだという間違ったことがあるらしいですけれども、歯はもろくなりますし、フッ素が強くなると骨硬化症といって骨の変形とか腹部の激痛、嘔吐、恶心、中毒死するという大変危険なものなんですね。それから、六価クロムというのは肺から吸入して呼吸機能を阻害して長期で肺がんになる、消化器に対する影響も長期の摂取の場合では肝臓病になったり腎臓病になったり、大腸がん、胃がんなどになるというふうに言われているんですね。これは東京農工大学の環境毒性学の専門の人の論文ですから、間違いないと思うんですよね。このように、大変危険性のある毒物なんだという認識を持っていただきたい。

そして、大同特殊鋼ではスラグの処理はどのようにしているかというと、これを扱う人というのは顔全部を覆って、毒が入らないマスクをして、手も手袋をして、福島の原発の作業員がそういう格好をしていましたね、ああいう形で作業をしているんですよ。それだけ毒性があるんですよ。その毒性のあるものが、今度はこっちへ出てきたらそういうところに野ざらしになっていて、公園に置いてあると。これはとんでもないことなんですよ。だから、そんな悠長なこと言ってないで、まずはすぐ撤去なんです。さっき言いましたように、六価クロムとかフッ素というのは重金属ですから、今まで日本人が経験した富山のイタイイタイ病であるとか、ああいうものと同じものですから、だからそういう緊張感を持って、住民の生命、財産を預かる町の責任として、そういうものについては本当に早く対応して、これから大同と協議をしてお願いをしてなんて悠長なこと言ってないで、これは排出者責任としてどんどんやってもらうと。させると。向こうがしなかったら、こっちが片づけて請求書を回すぐらいのことをしないと、いつになってもこの問題というのは解決しないと思います。もしも害があれば、町の責任になりますから、そういうことをぜひとも早く撤去していただきたいと思っております。

先ほど聞いた中では、基準値よりちょっとあったというだけで、その辺もまだはつきりしていませんけれども、さっき言ったようにいっぱい集めて一緒にその中で検査すれば当然薄まったものになります。見ればわかります。見たスラグで分析をかけるというのと、気になったのは取水場ですね。皆さん知っているように、群馬県の何でしたか、あそこは全部撤去させたのは知っていますよね。群馬県の、あれは飲み水……、前橋にある水路、後で正式な名前を言いますけれども、それは全部撤去させましたよね。（「広瀬川」の声あり）広瀬川じゃなくて。1. 2キロメートルぐらい、スラグが使われているというのが判明して、水資源公団ですね、そこが全部撤去させました。ケースとすると似ているケースですから、撤去できるものなら撤去させたほうがいいと思っています。というのは、スラグの中には酸化クロムもあるんですね。酸化というのは水に触れると化学反応を起こし

て六価クロムになるんですよ。そういうものが飲料水などに使用しているものの近くにあるというのはやっぱりゆゆしき問題ですから、それがそこに使われているということははつきりしているようですから、それは早急な手当てが必要ではないかと思います。ぜひとも、万が一にも間違ったことがあつたら困るわけですから、町長、そういうことも含めて検討したいという一言が欲しいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） このスラグの件に関しましては、私も大変なことだなということは認識はしております。ですから、この問題が出たときに私もいろんなことで、製鋼だとか大同だとかということの話の中で、吉岡町が悪いことをやっているんじやなくておまえらが悪いことをやつたんだということの認識の中で交渉は進めております。そういったことで、これは撤去しなくてはならないというようなものであれば直ちに撤去させるという認識でやつていきたいというように思っております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 繰り返しになりますけれども、今町長からはつきりとした考え方方が聞けましたので、私もどこかの市町村とは違つて町長の決意がはつきりしているのでよかったですなと思っております。ですから今回のことというのは、まず県が総合的に勘案して、この鉄鋼スラグを廃棄物と認定したということをちゃんと理解してください。廃棄物ですからね。そうすると廃棄物処理法違反ですから、また土壤汚染対策法にも関係しております、このうち54カ所で土壤汚染が確認されていると。これは県のホームページで言っていますから。そして、3つの会社を群馬県が群馬県警に告発したわけですから、その告発を受けて今度は警察がその次の段階に行ったということありますから、このことはぜひともしっかりと確認をしておきたいと思います。

先ほど私言いましたけれども、もう1点のほうの単独で入れたものと、あとは吉岡地内にあります11カ所でしたか、上武国道と渋高線もスラグが入っているということが公表されております。これについても、県道だから県にお任せ、国道だから国にお任せじゃなくて、吉岡という自分たちの市町村が汚染をされているんだという観点から、相手任せじゃなくてこちらからやはり強く出ていくということが私は大事だと思います。これについても町長いかがでしょうかね。生ぬるいことじやなくて、しっかりと対応をとってほしいと。できるものであればそんな毒はこの吉岡の地から撤去してほしい、このような考えで臨んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長 (石関 昭君) 前橋渋川バイパス、そして上武国道、その件に関しましては県の工事ということでやっているということですけれども、やっぱり吉岡町地内ということで相なれば、県のほうによくその調査・研究した資料をいただくよう努力していきたいと思っております。

議 長 (岸 祐次君) 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番 (小池春雄君) 町長、これは群馬県が発表しているスラグの使用箇所です。これはご存じですよね。地図が入って。ちょっとお渡しします。今渡したように、国土交通省と県の調査でここに使われていますよというのがはつきりしております。私も渋高線のほうは見ているんですけども、1区間、両側は道路なんですけれども、4車線のところまだ2車線しかつくっていませんから、真ん中のスラグ入っているんだろうと思われるところは全く草が生えていません。スラグというのは強アルカリですから、草が生えないんです。そういうことでありますから、入っているということは県が発表していますから、ぜひこういうものは早急に撤去してもらうということをお願いしたい。力強く県との交渉もしていただきたいと思っております。

それから、もう1点でありますけれども、質問に書いておきました、榛東村にあるソフトバンクのメガソーラーの発電所にもスラグが大量に使用されていると聞いています。吉岡町の水源にも当たりますので、今後の対応を聞きたいということで出しておきましたけれども、先ほど皆さんの手元に新聞の切り抜きをお配りしましたが、それを見ますとそこに入っているのが確かだということが確認されております。これは榛東村の調査で明らかになったというような報道になっておりますけれども、これも使用量が不明だと言っているんですね。でも、話を聞いていると上に26トンダンプを置いて、それで下からスラグをダンプでピストンで上げて、それででっかいやつを26トンダンプでこう入れて捨てたというふうに、私は榛東村の議員から聞いているんですよ。だから、相当な量が入っているのではないかと思っています。そして、今のところ使用材料証明書の提出がなかったため使用量が不明だというんですね。榛東村の村長に言っても、どれだけ入っているかわからないんだよと。だってそれに入る設計書も何もないんだからと。相当入っているんだと思うんですよね。これで環境基準の含有量、1キログラム当たり4,000ミリ以下、溶出量で1リットル当たり0.8ミリグラム以下の数倍のフッ素が検出されたというふうに、榛東村が調査に出したらそういう結果が出たと。これが吉岡町の、あそこの水というのは船尾岳の下に来ますから、そうすると吉岡町の水源にも当たってきます。しかしこれはすぐに溶出して出てくるわけではありませんから、当然のことながら一定の歳月をかけて、

そして今酸化クロムであっても時間がたつと化学反応を起こして六価クロムになります。これが吉岡町の水源の上にあるということであれば大変なことになりますから、これも早急な対応が必要ではないかと思っておりますけれども、これについては今後吉岡町として榛東村と協議するんだかどこと協議するんだか知りませんけれども、今後どのような対処をしていくつもりでいるのか、町の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 榛東村の榛名ゴルフ場があったところに太陽光発電の敷地、その中に大量のスラグが入っているということでは私も聞いております。そういうことに関しまして、あのところから我が吉岡町に水が来るということはわかっておりまます。でも、幸いにも榛名カントリーができてから船尾滝に来る水がほとんどゼロ状態ではないかなと今は思っております。だがしかし、あそこにいろんな木が生えてきたりなんかしますと、あそこからもとの状況に戻ってきますと、あのところから水が我が吉岡町のほうに流れてくるのかなというようには私も思っております。この件に関しましては、榛東村とよく相談しながら、我が吉岡町のいわゆる飲料水に支障がないような対策をとっていただくということが我が吉岡町ですることかなというように思っております。

今、船尾滝の下に上野原浄水場があります。それにつきましては、隨時今言った検査をしているという状況でございまして、今のところフッ素、六価クロムは入っていないという話は聞いております。それも隨時検査をしなければならないというように思っておりますが、榛東の太陽光のソーラーパークの件につきましては隨時、榛東村と話し合いながら進めていきたいと思っております。

議長（岸祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 榛東村のメガソーラーも同じですし、ほかの場所も皆同じなんすけれども、佐藤工業と大同特殊鋼、そして大同エコメット、これがどうだったのかというと、環境基準を超える有害な鉄鋼スラグが使われ、村が撤去を検討しているというのが今の榛東村の実情なんですけれども、スラグは大同特殊鋼（名古屋）の渋川工場から排出され、敷地の造成工事を請け負った佐藤工業が無償提供、両者は同県内で有害スラグを再生資源と偽って出荷した廃棄物処理法違反で県警の強制捜査を受けていると、こういう事件なんですよ。だから、ここをしっかりと押さえておかないと。どういう事件だったかというのを。有害スラグを再生資源と偽ってやったことなんですよ。だから、別に私は今皆さんが悪いと言っているんじゃないですよ。うそについて業者もだまされて、その結果この吉岡町の地にあるわけですよ。また、ともすると水質汚染にもなりかねないメガソーラ

一のところにも使われている。こういう大きな問題であるわけですから、真剣さというんですかね、私は皆さんの責任を問うているわけじゃありませんから、やはり住民の生活の安全第一ということから、そちらもしっかりやってもらうし、メガソーラーの件につきましても、私、広域議会があったときに榛東の村長とちょっと話をする機会があったんですけども、私に「おまえんちのほうが余計大変なんじゃないか」ということを、村長はちょっとそんなことを言いましたよ。というのは、要するに直接影響するのは吉岡町ですよということなんですよ。そういうこともあるわけですから、もしもこれが本当に、あそこは雨が降ればそのまま水として出てきますから、直接影響を及ぼす場所だと思いますので、榛東村は撤去も検討しているということですので、町長ぜひとも榛東村と相談して、影響があるのは吉岡町ですから、早急にその対策を講じる、共同補助というんですかね、悪いものは撤去するという方向で榛東村と協議に入っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） よく話し合いたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） この問題は大きな問題でありますので、ぜひともさらなる改善をお願いをしたいと思います。

2点目でありますけれども、吉岡バイパスの延伸と駅接続道路ということで出しております。

町長は、渋川市との協議会も立ち上げたようです。また、知事との懇談会の場でお願いをしているような話も聞きましたし、また報道も見た記憶があります。吉岡バイパスの延伸と前橋の総社駅へのアクセス、八木原駅へのアクセスも吉岡町独自でできるものではありません。それぞれ両市での協議を進めながら実施していくものと思われますけれども、今後の見通し、構想、対応についてお伺いをするものであります。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目の質問をいただきました。

吉岡町と渋川市は、効果的な地域振興を図ることを目的として、平成27年10月に「渋川市及び吉岡町地域連携に関する協定」を締結し、主に八木原駅周辺整備と吉岡バイパス延伸道路の実現をテーマに協議を進めています。

このことにつきましては、5月18日に群馬県庁において渋川市長とともに群馬県宛て

の要望書を提出してきたところであります。

この件に関しましては、ずっと前からいろんなことで渋川市と吉岡町は連携しなくては何もできないなというようなことでやってきた事業ではないかなというようにも思っております。そういうことで、詳細につきましては総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 今回、県に要望書を提出したわけですけれども、その要望事項は3つに分かれております。

1つ目が、主要地方道高崎安中渋川線の道路拡幅及び歩道整備等を含むＪＲ八木原駅周辺整備についてでございます。

渋川市では、今年度から東口の整備に取り組んでおります。将来的には西口の改良を含めた周辺整備をしていきたいとしており、あわせて主要地方道の道路拡幅及び歩道整備を県にお願いしたものでございます。

また、吉岡町としても専ら八木原駅を利用している住民の方は多く、駐車場の整備やバスなどが乗り入れ可能なロータリーの設置など、町の公共交通の観点からも非常に重要な施設と認識しているところでございます。

2つ目が、既に都市計画決定されています大久保上野田線、半田南線、漆原南原線の県道昇格要望と、群馬県による整備についてでございます。これは従来から県に要望している道路でございます。

そして3つ目が、吉岡バイパス延伸道路に係る支援についてでございます。

現在はサントリー榛名工場の西の丁字路、吉岡バイパスの延伸したところの丁字路ですけれども、その丁字路を関越自動車の大きなカルバートボックスを通って西に延びていく計画の道路が大久保上野田線、通称吉岡バイパスでございます。この丁字路から北に延びていって、主要地方道高崎安中渋川線に接続するように、吉岡バイパスの延伸をお願いするものでございます。

しかし、この延伸道路につきましては、渋川市が要望しているわけですけれども、渋川市では都市計画決定をしてございませんので、当然ルートもまだ決まっておりません。既に都市計画決定されている道路の県道昇格及び整備については従来から要望しておりますけれども、それ以外の部分につきましてはまずはこちら側の考えを明確に打ち出すことが必要であると想定されることから、八木原駅周辺整備については整備計画の策定は渋川市において必要であり、また吉岡バイパスの渋川市側への延伸についても渋川市において道路の都市計画決定が前提となると思われますので、今後はこのことについて吉岡、渋川において協議をしながら詰めていくことになるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 足踏みしていてなかなか前に進まないということがないように、足踏みから歩を進めるような体制をぜひともとつていただきたいということをお願いをしておきます。

3点目になりますけれども、図書館の利用の改善であります。

休日の利用時間の改善ということで出しておりますけれども、私は管理する側の立場で運営をすると言うとちょっと語弊があるかもしれませんけれども、決してそんなことはないんでしょうけれども、どのようにしたら多くの町民が有効に活用できるかを考えいかなければならないと思っております。特に閉館時間ですけれども、現在6時となっておりますけれども、夏の時期で6時というのは大変早いんですよ。まだ日が高いうちに閉館ですよ。そしてまた、サラリーマンも仕事が終わって帰ってきてからちょっと調べものしたいなというようなときには、やはりもう少し、あと一、二時間あいているということが大事ではないかなと思っております。規模が小さい自治体の図書館であったり図書室程度のところというのは、割に早く閉まってしまうのが多いようありますけれども、ちょっと大きい図書館、都市部の図書館というふうになりますと、閉館時間というのは7時ぐらいが多くなってくるかと思っております。聞きますと、文化会館の設置規程とかいろいろあるから難しいような話をするんですけれども、そんなくだらないこと言わないで、吉岡町がやっている施設なんですから、どこかの文化会館を間借りするわけじゃないですから、吉岡町がやっているんですから、ぜひ利用する側の立場で、多くの人たちに「吉岡町の図書館は本当に使い勝手がいいんですよ」と言われるような図書館にしていただきたい。こういうことですけれども、町の考えをお尋ねするものであります。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 図書館の利用改善ということで質問をいただきました。

吉岡町図書館は、文化センターの併設館として文化センターと同時に開館し、吉岡町の住民初め多くの方々から愛されていると思っております。

開館時間は、文化センターの開館時間に合わせて午前9時から午後6時まで。開館日は月曜日を除く週6日で、祝日も開館しております。

1日の利用者数は、平成27年度の実績によると平日で約120名、土曜日で約240名、日曜日で約235名に利用されております。県内同規模の図書館と比較すると、大変多くの方に利用されている図書館であると思っております。

ご質問の休日と利用時間の改善については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 町長より開館につきまして説明がございましたが、平日の午後6時までに来館できない利用者につきましては、現在では土曜日・日曜日に来館をお願いすることになっております。

また、県内の図書館の開館状況については、さまざまな状況であります。平日は午前9時に開館するところもあれば、9時半、10時の開館のところもあり、閉館につきましては午後5時や、午後7時で閉館する館もあります。また、土曜日・日曜日の開館の場合は、午前10時から開館し、閉館は午後5時がほとんどです。祝日は閉館の館もあるようです。その地域の状況によって、開館日と開館時間を決めているようでもあります。

さて、吉岡町図書館は文化センターの併設館ですので、文化センターの開館日や開館時間に合わせ開館しております。開館当初から、土曜・日曜・祝日は平日と同じように開館し、利用者へのサービスを行っておりますが、今のところ図書館の利用時間等についてのお客様からの要望は窓口には届いておりません。

以上です。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） サービスというものの考え方なんですけれども、サービスってちょっと何か勘違いしていませんか。サービスというのは、求めに応じていく、声があるかないかというのではなく、もう最初からこういう時間帯だと思っている人は「そうなんだな」と思っている。でも、いろんなことのサービスというのは、仮に需要と供給のバランスを考えるのかもしれませんけれども、吉岡町の図書館というのは、どこでも相互乗り入れはしていますけれども、前橋市あたりからの利用者というのも結構いますね。前橋市に近いせいですかね、多く利用されているんですよね。だから、利用している人たちがより便利になるというんですか、私は特に今の時期、夏というのは6時の閉館というのは本当に早いと思うんですよ。本当に明るいうちに閉まりますから。町長なんかもそうでしょう。冬は早く終わるけれども、夏は仕事がうんとできる、夜仕事ができるのを知っていますよね。ですから、やっぱりサマータイムでもあったほうがいいと思うんですよね。まして図書館、住民が知識を得るためにつくったものですから、その機会は広げてやれば広げてやるほどいいわけです。しかし、のべつまくなしにやれというわけじゃありませんから、少し検討してみて、利用する側のサービスのために私はするべきだと思います。

そして、月曜日が閉館になっているんですけども、これも先ほど言ったように文化セ

ンターの中にあるから難しいような話をするんですけれども、貸し出しあはしなくとも図書館で見るだけならいいよと。そうすると、ちょっとした留守番の人がいればそれで済むんですよね。何人かいれば。だから、そんなことも考えて、なるべく利用する人の利便というものを考えてやれないか。私は、今休日をこれからやりますよということになれば、今平日だと120人ぐらいという話ですけれども、それに近い人が来るんじゃないかなと思ってるんです。やっぱりやらないものをやれば人は集まるんですよ。だから、今6時で終わってますよと、でも7時までやりますよというと、7時までやっているから、まだ時間があるからちょっと行ってこようということになると思うんですね。そういう考えで考えていただきたいと思うんですけども、時間も迫ってきましたので、最後にきょう言つたからあしたからするよという話じゃなくて、その辺は検討してみてと、できればやってほしいですよ、でも検討にも値しないような話じゃなくて、ぜひともそんなことも考えていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岸祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 見る側に立って物事を考えていきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 現在図書館のサービスという面では、お客様からのさまざまなお問い合わせ体制が整っております。要望が届いた時点で、図書館の司書、従事者、また文化センターの職員を交えて対応することになっておりますので、検討させていただきたいと思います。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 終わります。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。

---

## 日程第2 陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願いする陳情

議長（岸 祐次君） 日程第2、陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願いする陳情を議題とします。

陳情第2号は、お手元配付の陳情書のとおり、原水爆禁止日本協議会及び原水爆禁止群馬県協議会、滝沢俊治氏からの陳情を受理したものです。

この陳情は、総務常任委員会に付託します。

---

## 散 会

議 長（岸 祐次君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時22分散会

# 平成28年第2回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成28年6月15日（水曜日）

## 議事日程 第3号

平成28年6月15日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 委員長報告 委員会議案・陳情審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）

（委員長報告・報告に対する質疑）

日程第 2 承認第 1 号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

（討論・表決）

日程第 3 承認第 2 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

（討論・表決）

日程第 4 承認第 3 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

（討論・表決）

日程第 5 議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

（討論・表決）

日程第 6 議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（討論・表決）

日程第 7 議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

（討論・表決）

日程第 8 陳情第 2 号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願い

（討論・表決）

日程第 9 発委第 3 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

（提案・質疑・討論・表決）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第14 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第15 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第16 議会議員の派遣について

---

### **本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薰君
13番	山畠祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小渕莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笛沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回吉岡町議会定例会は、本日が最終日となりました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、会議は成立しています。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 委員会議案・陳情審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

付託した各委員会から委員長報告を求めます。

最初に、総務常任委員会山畠委員長には付託議案及び付託陳情を一括して報告お願いします。

〔総務常任委員会委員長 山畠祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畠祐男君） 13番山畠です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日6月3日、本議会において議長より付託されました承認2件、議案1件、6月7日、本会議において議長より付託されました陳情1件につきまして、6月9日金曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査いたしましたので、承認2件、議案1件、陳情1件について審査の概要と結果を報告いたします。

承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてでは、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたためのものであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決がありました。

承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてでは、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたためのものです。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決がありました。

議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）では、3,493万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ77億7,693万3,000円とする増額補正で

す。歳入歳出とともに款、項、目に沿って審査を行いました。主な質疑といたしましては、歳入では、14款国庫支出金2項国庫補助金では、地方創生加速化交付金についての対象となる事業の質疑に対して、小倉地区の乾燥芋の生産に関する国からの10分の10の補助金であるとの答弁でした。14款国庫支出金3項国庫委託金では、子ども農山漁村交流プロジェクト交付金では、大樹町との子ども交流に伴う交付金だが今後も続くのかとの問い合わせに、1回限りの交付金であるとの答弁でした。歳出では、3款民生費2項児童福祉費17節公有財産購入費の買収土地についての問い合わせに、駒寄地区の学童保育所であり面積は739平米との答弁でした。6款農林水産業費第1項農業費13節委託料はどのような事業かとの問い合わせに、小倉地区の乾燥芋生産に関する事業のための委託料であるとの答弁でした。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決であります。

陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願いについての陳情は、6月7日の本会議において陳情の趣旨説明は議員全員に配付しておりますので、省略させていただきます。この陳情者は原水爆禁止群馬県協議会の滝沢俊治氏であります。審査の結果、願意妥当と認め、全会一致で採択であります。なお、意見書は委員会発議をすることになりました。

以上、報告といたします。

議長（岸祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畠委員長、お疲れさまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 14番馬場です。文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

6月10日金曜日午前9時30分より委員会室におきまして、委員全員と議長、執行側より町長、副町長、教育長並びに関係課長と室長の出席の中、開催いたしました。議長より付託されました承認1件と議案1件について審議を行いました。審議の結果を報告させていただきます。

承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求ることについて。地方税法等の一部改正をする法律で平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について運用される条例で、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るためのもので、健康保険税の医

療給付費課税額に係る課税限度額を52万円から54万円に、また、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるもので、審議の結果、原案適正と認め、全会一致で承認です。

議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億4,127万8,000円とするもので、これは、平成30年度の国民健康保険税の改正に伴い、市町村の課税負担のための電算システムの改定を28年11月までに実施するための費用であります。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告を終わります。

議長（岸祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、お疲れさまでした。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。産業建設常任委員会の議案審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、6月3日金曜日、本会議において議長より付託されました議案1件について、6月13日月曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査をいたしましたので、結果を報告します。

議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、地方債の利率を4.0%以内から3.0%以内に変更するものであります。一般会計との整合性を図るためであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、お疲れさまでした。

## 日程第2 承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

議長（岸祐次君） 日程第2、承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第1号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第3 承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

議長（岸祐次君） 日程第3、承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第4 承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについて

議長（岸祐次君） 日程第4、承認第3号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めるについてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸祐次君） 起立多数です。

よって、承認第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（岸祐次君） 日程第5、議案第31号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸祐次君） 起立多数です。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸祐次君） 日程第6、議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸祐次君） 日程第7、議案第33号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸祐次君） 起立多数です。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第8 陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願い

議長（岸祐次君） 日程第8、陳情第2号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願いを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2号を採択することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸祐次君）起立多数です。

したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第9 発委第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

議長（岸祐次君）日程第9、発委第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を議題とします。

本案について、提出委員会、総務常任委員長の提案説明を求めます。

[総務常任委員会委員長 山畠祐男君登壇]

総務常任委員長（山畠祐男君）13番山畠です。

発委第3号。平成28年6月15日。吉岡町議会議長岸祐次様。

提出者、総務常任委員会委員長山畠祐男。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。標記の意見書を提出するために、委員会発議するものでございます。

内容につきましては、意見書の内容を朗読いたしますので、それをもって提案理由の説明といたします。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

広島、長崎への原爆投下から70年を経て、いま世界では核兵器禁止の流れが大きく前進している。2012年に16か国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年の第9回NPT（核不拡散条約）再検討会議で国連加盟国8割を超える159か国に急速にひろがり、第70回国連総会では、核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択された。

もう一つは、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、核兵器を禁止する条例、それに準じる法的措置を求める流れの強まりにある。国連総会では、昨年に続いて核兵器の開発、製造から実験、保有、使用のすべてを禁止する包括的条約の交渉をただちにジュネーブの軍縮会議でおこなうことを求める非同盟運動の「ハイレベル会合の後追い」決議に加え、すべての国に核兵器禁止・廃絶のための法的ギャップを埋める効果的な措置を求める「人道の誓約」決議（オーストリアが主導）や、核兵器を禁止・廃絶する法的拘束力を持つ措置を求める「倫理的義務」決議（南アフリカ）が加盟国3分の2を超える賛成でそれぞれ採択された。

さらに、法的措置を議論する「作業部会」を求める決議「多国間核軍縮撤廃交渉の前

進」も138か国が賛成して採択された。決議は、国連総会の補助機関として今年イス・ジュネーブで期限、参加に枠をはめない「オープンエンド作業部会」を開催することを求め、市民社会の参加も重視している。

「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府は「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

いまや世界の大勢は明瞭である。しかし、核保有5か国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」(=段階的な前進)を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。日本政府は昨年のNPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159か国の共同声明に名を連ねている。核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と声明が訴えている意味は非常に大きい。自ら賛同した声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

一、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、国連主催のオープンエンド作業部会や第71回国連総会で被爆国としてふさわしい行動をとること。

一、米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。

核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議に、ASEAN全加盟国をはじめ、中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成していることをふまえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月15日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 高市 早苗 様

外務大臣 岸田 文雄 様

群馬県吉岡町議会

議長 岸 祐次

以上です。

議長(岸 祐次君) 提案説明が終わりました。

提案に対する質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 質疑なしと認めます。

山畠委員長、お疲れさまでした。

ただいま議題となっております発議第3号は委員会発議ですので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

発委第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸祐次君） 起立多数です。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸祐次君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程第11 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第14 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第15 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸祐次君） 日程第11、12、13、14、15、各常任委員会の閉会中の継続調査

の申し出についてを一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

日程第11、12、13、14、15、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これよりこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

## 日程第16 議会議員の派遣について

議長（岸祐次君） 日程第16、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸祐次君） 異議なしと認めます。

よって、お手元配付資料のとおり議員派遣することに決定しました。

---

## 町長挨拶

議長（岸祐次君） これで本日の会議を閉じます。

閉会前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関昭君） 皆さん、おはようございます。閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本議会におきまして上程いたしました報告、承認、議案を可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

梅雨の真っただ中となり、しばらくはうつとうしい日々が続くのではないかと思っておりますが、ここにきて水不足の報道が出ております。そういう中で、これから季節は

大雨の対策にも努めなければならないと思っておりますが、心配される夏が来るのではな  
いかなというように思っております。

本定例会の中で審議をいただきました株式会社吉岡町振興公社の経営に当たっては、会  
社内部でもよく話し合い、また皆様のお知恵を拝借しながら、町民の期待に応えるべく最  
善の努力をしていきたいと思っております。

また、可決していただいた補正予算の執行に当たっては、町民の税金を使わせていただ  
くわけでありますので、適正に執行を心がけていきたいと考えております。

どうか今後とも議員各位の格別なるご協力をお願いをするところでもあります。

平成28年度事業もいよいよこれからが正念場でもあります。行財政運営が順調に進展  
し、しかも着実に成果を上げられるようにこれからも取り組んでいきたいと思っておりま  
す。

議員皆様には、どうかくれぐれも健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお  
願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にさせていただければありがたいと思っ  
ております。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議 長（岸 祐次君） これをもって今定例会の全議案の審議が終了いたしました。

以上をもちまして、平成28年第2回吉岡町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 馬 場 周 二